

が、誠意をもつて團結し、その精神を表示するに充分なるものであつた。十五日午前九時、中央黨部大禮堂に於て開會式を舉行した。

第一、出席者

蔣介石、孫科、戴傳賢、何應欽、陳果夫、葉楚傖、朱培德、吳鐵城、于右任、宋子文、方振武、陳公博、王柏齡、周佛海、居正、馬超俊、夏斗寅、陳策、張惠長、劉守中、經亨頤、王伯群、朱家驊、賀耀祖、張群、曾養甫、周啓剛、顧孟餘、丁超五、石瑛、陳肇英、顧祝同、劉峙、丁惟汾、伍朝樞、覃振、楊樹莊、陳立夫、方覺慧、王正廷、楊杰、張貞、邵元冲、石青陽、王法勤等四十五名の中央執行委員

程天放、曾擴情、戴愧生、蕭吉珊、崔廣秀、王陸一、李任仁、梁寒操、陳慶雲、錢大鈞、白雲梯、克興額、王祺、苗培成、陳樹人、唐生智、張葦村、謝作民、唐有壬、谷正綱、張完礪、傅汝霖、關素人、茅祖權、張道藩、段錫朋、曾仲鳴、黃質、余井塘、趙丕廉、鄧家彥、黃慕松、繆斌、羅家倫等三十四名の候補執行委員

褚民誼、林森、楊虎、洪陸東、吳敬恒、張繼、張人傑、柳亞子。蔡元培、恩克巴圖等十名の監察委員

李綺庵、李福林、黃吉宸、鄧青陽、鄧飛黃、紀亮、春濤、黃紹雄、蕭忠貞、李次溫、商震十一名の候補監察委員等合計百名である。他に傍聴者として入場を許された者は班禪諾那と蒙古の王公沁布多爾等である。

第二、議長の挨拶

議長の人選は、既に十四日午後三時、中央の打合會に於て、于右任を推薦した。當日開會に當つて議長はつぎの如き挨拶を述べた。

私は中央の命を承け、謹んで一言御挨拶を申しあげたい。思ひまするに、今回の會議は、もとより一例會に過ぎない。けれども一般人民は、目前の緊迫せる重大事に鑑み、今回の會議に對し、十分なる成果を得る様期待してゐる。故に我々も今回の例會に對しては、一種特別なる會議であることを確信しなければならぬ。

さて我々は昨年の今日を回想すれば、實に内憂外患、天災人禍共に際會する難關に當り、全國國民は戦々として安ずる事能はず、黨部と政府に於てもまさに分裂せんとする現象を呈しつゝ、同志間の疑心暗鬼や、災民を救恤すべき重責等の難關が重積してゐる。又ある種の計畫を持つてゐる者は、常に機會を狙つて、國民黨の政權を倒さんとしてゐる。國際間に於ける各國は、みな黨をもつて建國した中華民國に對し果してかかる緊急な難關に逢着し、その政權を維持する事が出来るや否や、國家と民族の存在を永久に保持出来るや否やの點について、深く注目してゐたのである。然しかかる大浪に遭遇し、よくも此の濤波を乗り越えた事は、これ全く黨内各位、先輩の御奔走と全國民の御力に依らざるはないのである。後遂に相互の諒解、相互の讓歩を得て、誠心をもつて團結し危を轉じて安泰となし、この危険千萬な難關を突破

して、平々坦々たる大道に出る事が出来た。南京と廣東の二個所に於て開催された、第四次全國代表大會の双方議決案を集め、更に第四期第一次中央全會に於て、再び緊密な審議を経た、故にこの第四期第一次中國全體會議の権限の大なる事は、實に未だ嘗て見ない重大事件であつた。この國家及び民族の存亡の秋は、即ち黨内の同志が打つて一丸となつて、この國難を打開すべき時である。第一回中國全體會議の終了後、政府はあらゆる黨部に對し、一大整理を斷行し、すべて此大方針に依つて國策を遂行した。第二回の中國全體大會開催の時は、吳淞と上海の事件中であつた。この時は恰も中央黨部と國民政府は播遷中で、一方面に於ては脅威を免れんとし、他方面に於ては徹底的に抵抗せんとしてゐた。

故に洛陽に開催された第二次中國全體會議の席上に於ては、特に黨務、軍事、政治に對し、一大討論に入り、その議決を得た後始めて黨務、軍事、政治は、日増に向上の一途を辿るの現象に至つた。現在として何の爲に、第三次中國全體大會を開催する必要があるかと申しますると、第三次の本會議も勿論一例會に過ぎないが、併し其必要は實に多大なものである。

その第一は、剿匪に重大な勝利を得、その剿匪の勝利に依つて、政治的の革新、軍隊の整理、農村の救済については、すべて必然的に一步進んだ計畫がなければならぬ。かやうにして初めて黨の勝利を永久に保持する事が出来るのである。しかのみならず、尙進んで三民主義の精神を一般民衆の腦裡に、或は社會の裏面に於ても、深き印象として打込まなければならぬのである。

その第二は、國際間に於ける奮闘である。國際聯盟に於ける我代表團は長期間の努力をなし、その結果

に依り、既に全世界の同情を得、今後に於いては何處までも讓歩せず、何處までも失敗せぬ覺悟である。既に中ソの復交も成功の域に達し、東亞の平和の保持も、幾分の進歩を得、此際大いに外交上の實情を斟酌し、我黨の國策國是を決定せねばならない。故に開會の必要があるのである。

その第三に、重要な事項がある。これ即ち黨内相互の誠實なる團結である。この團結に依り心を一つにし、中央同志の精神が中央に集中し、中央の機關を充實する様協力すべきである。更に懇願したきことは、第一、二回中國全體大會に依つて、議決された決議事項中に、未だその實行を見ない各項に對し、今後に於て、直ちに實行出来るやう希望して止まない次第である。

次に各位、同志に、國家を救ひ民族を救ふ御高見があれば、本大會に於て、中央に御獻策を願ひたい。中央は各位の御高見を採擇し、一つの纏つた理想的な具體案が出来れば、わが國家を生かし、わが民族を向上せしめる事が出来ると思ふ。昨年國難發生してのち之を回顧して見るに、外面的反對分子の逆宣傳に依り、黨内の同志間に多少の動搖を來したが、併し現在では全黨は一心一體、總理孫文の三民主義が即ち國を救ふ主義であつて、現在の支那を救ふべきものは只三民主義あるのみ、三民主義があつて始めて國家は更生する。三民主義を信仰する者に限つて、國家を救ふ事が出来る。三民主義の信者のみが、眞に中華民國を救ふ犠牲者である。と大言して決して過言ではないのである。三民主義の信徒は當然終始一貫三民主義の爲に奮闘すべきである。この奮闘こそ中華民國の復興、民族の生存向上に絶大の光澤であり、大なる原動力を爲すものである。故に希くば全國の同胞、全國の黨員はみなこの三民主義の信仰の下に、慘禍

の難關を突破して國家を救ひ、現在の國民政府を深く信賴すれば、必ず近き將來に於て、完全に萬難を排除し、三民主義によつて建國された、この中華民國を更生し、益々向上の一途に、邁進する事が出来るものと確信する。

第三、豫備會議

十二月十五日午後三時、豫備會議を開催し、議長を于右任として、左の諸件を決議した。

一、主席團員選出の件

蔣中正、于右任、孫科、顧孟餘、丁惟汾、戴傳賢、居正の七名を主席團員に推す。

二、全體大會秘書長選出の件、

葉楚傖を全體會議の秘書長に推す。

三、全體大會會議期間決定の件、

五日間乃至七日間とすること。

四、提案審査委員決定の件、

イ、黨務係、二十八名、王法勤及び陳果夫の二名により召集すること。

ロ、政治係、二十四名、伍朝樞及び覃振の二名により召集すること。

ハ、軍事係、十九名、何應欽及び朱培徳の二名により召集すること。

ニ、經濟係、十六名、宋子文及び陳公博の二名により召集すること。
ホ、教育係、十三名、蔡元培及び經亨頤の二名により召集すること。
十二月十六日午前八時、全體中央委員は皆同行にて孫文總理の墓前に於て拜謁の禮を行つた。
十二月十六日、孫文總理の墓參後、主席團の會議を開催した。

第四、本會議

第一日

十二月十六日午後三時より第一次大會を開催した。出席者は合計中央委員百六名、章嘉蒙古王公等を傍聽者として出席せしめ、蔣介石を議長に議事日程に入り、まづ各方面より提出された議案を分類して各係へ回附し、同時に特種外交委員會組織の件を議決して、左記九名の委員を推選した。

戴傳賢、宋子文、于右任、伍朝樞、孫科、顧孟餘、朱培徳、王正廷、朱家驊。

尙又外交部長を、この特種外交委員會の委員として参加せしめ、委員會は宋子文之を召集することに議決し、主席團は十七日を五審査會に充當し、あらゆる提案を十分整理して、大會に提出の出来るやうに準備せしめ、十八日は日曜日のため休會した。

第二日

十二月十九日午前十時より第二次大會を開催。

報告事項は、一、第一次大會記録の朗讀、二、秘書長報告の會議事項、三、主席團より新委員は主席團の配置に依り、提案審査委員會の會務を擔任することを提議し、原案通り通過、右の係委員は、軍事係楊愛源政治係柏文蔚、教育係陳布雷。四、中央常務委員會より國民參政會開催召集期日決定の件及び該會の組織要旨に關し、決定すべき件を提議し、蔣委員が之を説明して曰ふ『國民參政會召集の主旨は、全國民の力量を中央に集中し、國家が危窮存亡に跨つてゐる此時、全國民が擧つて之に當り、この難關を打開すべきである故に國民參政會の召集は、實に何よりも必要である』と、かくて該案は議長によつて、全體の意見及び賛否の表決を諮り、その結果、滿場一致原案通り可決。

該國民參政會開催召集期日決定案の原文は『國民參政會開催召集期日決定の件及び該會組織要旨を決定する爲、常務委員會に於て、その一切の準備をなし、その要は民意の集中にあり、訓政の時期は、一日も早く實現の域に達せしむべきである。中央及び民意の窺視機關の成立は、實に我黨元來の宿望である。孫文總理が國民會議の召集を主張して以來、相當の時日を経過するも、その必要を忘れてはならない。第三期中央執行委員大會に於ける總理孫文の遺訓によれば、全國の統一と共に、國民會議を召集し、訓政時期の法規を制

定して、憲法施行の第一階段たらしめ、而して國難に備へ、我黨の同志は、全國の同胞と打つて一丸となり、外來の侮りに對し、之を防禦しなければならない。故に第四期第一次中國全體會議に於ても、國民救國會の決議があり、國難會議に於ても、國民代表會の決議があつたのである。中央としては、一方面に於て、上述の決議事項に準據すべきもの、また他方面に於て、孫文總理の建國大綱の精神を遵重せねばならぬのである。第三百九次中央政治會議の決議に『訓政時期に於ける中央民意機關の名稱を國民參政會と定む』とあり、また第三二二次中央政治會議の決議に『國民參政會の決議事項の議決權は、之を中國國民黨中央執行委員會に屬せしめ、その組織の要旨及び權限の範圍は、起草委員の作成せる立案に依るものとする。起草委員はこの立案を、更に起草委員會の決議を経て、具體的細則を作り、もつて實行方案として之を定む』とあり、惟ふに國民參政會は、訓政時期中に於ける憲法施行の準備階段であり、豫備行動である。故に必ず慎重に周密に詳細に審査せねばならぬ。然る後、始めて千古不動の基礎が得られ、決して倉卒にして目前の一時的利害關係のみを重視し、國家百年の大計である、國策國是を誤つてはならない。他に尙擧ぐべき重要問題は多々あるが、まづ差し當り本大會に於て議決せなければならぬものは、次ぎの數項である。

- 1、國民參政會は之を民國二十二年中に召集すべきこと。
- 2、國民參政會代表の選出方法は、選舉及び指名の二方法に依るものとする。
- 3、國民參政會の權限は、訓政時期の法規を基本として、中央政治會議及び國難會議に於て、指摘された諸點をも斟酌して定むべきものとする。

4、中央執行委員會常務委員は、起草委員として、國民參政會に關する一切の法規を立案し、四個月以内に常務委員會を開催して、立案せる法規の議決を爲し、之を公布實施に移すこと。以上の四項に關する賛否は本大會において、議決を仰ぐ次第である。といふのである。』

中央執行委員會常務委員、蔣中正、居正、孫科、顧孟餘、于右任、葉楚傖、丁惟汾。

五、主席團よりの臨時提案である蒙藏よりの來會者に對し、慰勞の意を表し、一層國內の民族團結を強くし國家の基礎を益々堅固にすべきことを議題とし、以下の原文を朗讀した。『大會によつて議決せられたるべき件。1、本大會へ出席のため態々遠方より來會された班禪、章嘉の兩大師及び各蒙旗の王公等に對し、歡迎の意を表すべき事。2、漢滿蒙回藏各民族各地の同胞は、一致團結し、外來の侮りを防禦し、國家の基礎を堅固にすべき事を宣告する事。3、支那本部以外の地方民の福利増進を圖る精神の下に各地開發の諸施設を爲すべきこと。4、今後中央の各機關は、出来る範圍に於て、支那本部以外の各地各民族の人材を多く登用して、政治的知識を訓練する機會を與へ、もつて民族團結の實力を増加せねばならぬこと。5、行政院は首都に於て、速に供奉するために、蒙藏僧俗各位の住所を、適宜に設備するやう命令しかつ舊制度の改善及び其他各項の重要國策遂行に參與せられたること。』

次に主席戴傳賢及び居正の兩委員を紹介者として、中央執行委員一同に、班禪、章嘉の兩大師を紹介した。

同日の午後三時より引き続き開會して議事審議を行ふた。

六、關素人等より共產分子の肅清工作に關する件を提出し、政府に對して、徹底的にこれが清掃方を出願した。

七、李綺庵等より吏治を澄清すべき案を提出し、同時に、石瑛外七名よりも貪官汚吏の弊害を論じ、徹底的に懲治すべき案を提出した。以上の提案は何れも原案通り通過し、該政治會議において適切なる施行方針を決定することとした。

八、方覺慧等五名より禁煙の案を提出したが、該案は國民政府において再び全國禁煙會議を召集し、該件の勵行を促す事に決定した。

九、謝持等六名より四川省を開發すべき具體的方法及び實施細則の件に關する案を提出した。その決議として、

1、四川の戰爭は國民政府に於て嚴重に制止すべきこと。

2、四川の開発に關する善後策は、政治會議によつて、その一切を妥當に籌備すべきこと。

十、張貞及び戴愧生の二名より壓迫されて歸國した海外同志の優遇方法と失業華僑の救済案を提出した。失業華僑救済の件に關しては、政治會議に於て、更に善處方を考究すること。また壓迫されて歸國せる海外同志優遇の件は、黨務係において更に事情を審査し方法を構すること。

十一、李宗黃外十名より國民政府内に更に設計委員會と云ふ機構を設立して、政府の施政方針を完全に制定すべき案を提出したが、該案は政治會議において攻究することに議決した。

十二、伍朝樞外七名より、省區域縮小案を提出し、該案の實行は政治會議に於て、速に實現出来るやう督促することを議決した。

十三、伍朝樞外七名より、兵制善置案を提出し、該案に關しても、速に共匪の肅清工作を完成し、然る後、國家において必要と認むる軍隊を、編制することを議決した。

十四、張惠長外八名より、航空行政の機構を調整し、かつ航空界の發展を圖り、國防を堅固にすべき案を提出した。該案の決議については、中央は今後一層積極的に、航空發展策を構じ、航空の行政教育を充實し、統一機關の完備を圖ることとした。

十五、白雲梯及び克興額の二名より、蒙古騎兵の編成案を提出し、該案は軍事委員會に於て、適當に善處すべきことに議決した。

十六、楊虎外六名より、債券の基金増撥案を提出し、該案の審議は『該提案の件に關し、既に政府は、國家の信用を調査し、確立不動の原則の下に、これを取扱つてゐるのであるから、前回各債券の基金を整理した時に、持票者は市場の變動や牽制を受けぬやう、かつ變更せぬやう之が言明をなし、また第三百二次の政治會議においても、既にこの方針の下に、議案を通過せしめたのである。故に此基金増撥の件に關しては、理論上から見ると、事實上から見ると、その必要を認めない。』こととして、本案は一蹴否決した。

十七、邵力子より西北の工賑委員會設立案を、褚民誼より西北開發案を、劉守中等よりも同じく西北開發の

案を、それ／＼提出したが、該三案は共に西北開發及び救濟の重要な議案であつて、これは行政會議において、適當に善處すべきことに議決した。

十八、柏文蔚より導准糾正の案を提出し、該案は導准委員會において、徹底的處分方法の攻究をなすべく議決した。

十九、伍朝樞外八名より工業發展策に關して提案があり、之が決議として提案中の甲、乙、丙項目のみ、原案通り可決し、行政院の主管機關において、合法的な施設準備をなさしめ、丙項目の議案は、中央常務委員會において再び審議することにした。

二十、馮玉祥外八名及び馬超俊等より、農村救濟案を提出し、之を原案通り可決して、行政院によつて、一應各地の事情を調査し斟酌したる後、實施することにした。

第三日

二十日午前中、黨務係以外の四係は、中央黨部において審査委員會を開催した。午後三時より第三次大會を開催。主席孫科は、第二次會議記録を朗讀し、つぎに秘書長は文書の報告を爲し、さらに立法院の報告、財政の報告があつて、議事日程に入り、午後六時散會した。各提案に對する決議は、左の通りである。

一、白雲梯、克興額より、中央に於て、蒙古黨政員訓練班を設立し、蒙古の優秀青年を訓練し、各盟旗に於ける黨政の中心人物を造成すべき案を提出した。本案は常務委員會において、更に事情を調査し、斟酌

せるのち、之が設置をなす事に議決した。

二、張貞。戴愧生より、壓迫されて歸國した海外同志優遇の案を提出した。本案もまた常務委員会において審査する事に議決した。

三、孫科外二十六名の委員より、國力を集中して、國家存亡の危機を挽回すべき案を提出した。幾多の修正を経て通過可決。その原文は左の通りである。

1、内政に關する件—全國の人力を集中し、各々その才を有する所を發揮して、内に於ては直ちに安寧秩序の利を得、外に對しては外來の侮りを防禦するに充分ならしめ、尙又中央と地方の關係をも調節出來、これに依つて内戰を消失し、國民代表大會を召集して、憲政施行を促成する事が出来る。その他現在の内政に關しては、以下の諸點も當然必要とするものである。イ、政府は當然切實に我黨の人民、集會、結社、言論、出版、居住、信仰各種自由政綱の保障を履行し、一切の非法な干渉、濫行、拘捕等を禁止せねばならぬ。ロ、各地に於ては政務委員會を組織せざる事を原則とし、もし各地に既設政務委員會あるも、事實上必要な場合は即時取消すことを要するものである。ハ、各地に於て、不必要な政務委員會の施設を措止するには、各地の管轄官廳はこれを法に依つて取締るべきものである。決して臨時機關の名儀或は個人の名儀をもつて擅りに命令を發し、行政機構を紊亂するが如き事態を惹起せしめざることである。ニ、中央より政治考察人員を各地へ派遣し、各地の施政方針の得失、人民の疾苦を詳細に視察して、一定の期間を定め中央

に之を報告する。中央は該報告の實情の如何に依つて、復興改革すべき所は復興改革をなし、賞罰を明かにせねばならぬ所は賞罰を分明にする。此種の報告及び中央の對策については、すべて臨時公佈により、全國の輿論の如何を徴する。

2、憲政の準備に關する件—イ、民族の力量を集中して、徹底的に外侮と抵抗し、國家存亡のこの危機を挽回せねばならぬ。そして建國大綱に規定されてゐる、自治工作を積極的に遵行し、憲政開始の準備工作に入らなければならぬ。ロ、民國二十四年三月中に、必ず國民大會を開催し、憲法條文の議決及び之が實施の時日を決定せねばならぬ。ハ、立法院としては、當然憲法の起草及び草案の發展を速にして、國民に研究する餘裕を與へる様に準備せねばならない。

四、陳立夫等より、地方自治を促進するには、まづ一般生産の獎勵と、教育の普及を先決問題とする案を提出し、該案は政治會議の審査に附することに議決した。

五、中央委員會より、地方自治の促進案を提出し、該案の決議もまた前項同様に、政治會議の参考に供することにした。

六、石瑛より、省政府委員制を廢し、省長制を設置して、行政上の便利を圖る案を提出した。該案は原案通り可決し、各省制組織及び省政府と、中央各機關或は縣政府或は綏靖主任との關係は、すべて政治會議において、詳細にその内容を規定すべきものである。提案の省政府組織に關する事及び其他の部面については、政治會議の参考に供することとした。

第四日

二十一日午前、第四次の大会を開催した。主席は顧孟餘で、まづ外交部長羅文幹は、對日外交及び其他の諸状況を報告し(中略)また上海事變當時の事情を云々して、

1、法律の根本精神と人道觀念。2、國際條約。3、國際聯盟規約。4、パリーの非戰條約。5、華盛頓の九個國條約。6、國際聯盟の無視。7、國際聯盟に於ける日本自體の誓約等について述べ、國家存亡の大難に際會したこの秋、實に天命を受けたる文幹は、國家のため盡力するに最も好き機會である。すべて外交に依り、當然主張し得る權利は、何處までも極力善處の方法を構じ、この大局この危機を挽回せんとするものである。わが國として最も終始堅持すべき重要な條件は、何かと申しますれば、1、如何に東北事件を解決するか(中略)、2、東北事件に對し、合理的に解決する事が出来れば、始めて國際聯盟の規約、パリーの非戰條約、華盛頓の九個國條約等の問題もなく、また支那の主權問題もないのである。同時に又、永遠なる東洋平和の大計も確立されるのである。しかし今日の國際情勢について見まするに、和平と云ひ、尊嚴なる條約と云ふも、尙未だ完全に武力の支配を脱してゐない。現下わが國において、最も覺悟を要する點は、單純なる外交のみによつて、決して合理的な解決を望み得ないものである。何處までも全國の力量を集中し、國民全體の心を一にし、國家を愛する大精神の下に、邁進することが實に何よりも有力な抵抗方法であると確信する。而して常に暴力を悪用せんとする方面に向つて、たたかつて行かねばならぬ。

らない。而して常に自己の實力を過信せず、撞なる武力や經濟の侵略を惨敗せしむる事である。希くば我國民よ、自ら窮途の哭を模倣せず、一刻も早く奮起し、國家將來のために御奮闘あらん事を。と縷々し、

つぎに教育係より審査報告を提出し、陳立夫壇上に立ち、教育改革案について、詳細なる説明をなし、また文法學院の存廢問題に關し、激烈なる討論を行ひ、正午十二時、程天放より議事進行について、主席に進言するところあり、かくて該教育改革案は、原案通り通過可決、その原文は左の通りである。

甲、國民教育に關して、

1、國民教育は、兒童に中國國民として、必須なる常識を授けることである。その内容に包括すべきは、即ち三民主義、國文、本國歴史、地理、世界歴史、世界地理、數學、衛生、自然科學等の初步知識を授け、兒童をして明瞭に理解せしめ、之が應用出来る様に教授すべきものである。殊に兒童に共同生活の習慣をつけ、刻苦、強毅の精神を訓練せしめ、わが支那民族の過去に於ける偉大なる事蹟、偉大なる人物の實行等を、兒童の腦裡に深く印象灌注し、もつて自信力を堅くし、愛國愛族の觀念を養ふべきである。

2、四箇年或は六箇年を期限とする小學をもつて、國民教育施行の場所とする。而して、教育係は標準を製定し頒布して、全國小學は之を一律に遵守すべきものとする。財力關係は小學の期限を四箇年として、尙普及し難き状態にあれば、止むを得ず目前の救済策として、最短期の義務教育を施行

し、短期小學の建設を多くせねばならぬ。

3、中央及び各省は、必ず歳入の百分の幾何かを定め、各縣、市の小學補助金とし、該補助金の数字は、年を逐うに従つて増加し、而して幾年かの後に全國兒童に對し、完全なる國民義務教育の施行出来る様に期待すべきである。

4、既設學校及び教師を利用し、更に別に經費を籌備して、社會教育の普及を爲し、地方自治の基礎を確立せねばならない。

乙、實業教育に關して

1、小學は周圍環境の實情を斟酌し、實科をも授くべきである。兒童をして勞働の習慣を養ひ、卒業後、一面に於て、國民として必須なる常識の獲得をなし、他面に於て、實社會の實業分子たらしめることである。

2、各省各市は出来るだけの範圍内で、實業學校を多く設立すること。私立の實業學校も成績良好なもの、官廳において、之が補助をなし、公立或は私立の中學にして、成績不良のもの、或は地方に於て、其必要を認めぬものは、すべて實業學校に變更すべきである。

3、實業學校は實科の技能を授け、勞工の習慣を養ふに重點を置き、卒業の年限は、不同かつ自由でよい。且又農商工科等に分けて設立する必要もない。當然地方の需要の如何によつて、その地方に適した、専科の實業學校を設置すべきである。

4、實業學校は授業料を徴收せぬ事を原則とし、貧困家庭の子弟をして、容易に入學し得る様に施設しなければならぬ。

5、高等實業學校は専門的技能の訓練に重點を置くべきで、單に書物を讀み、理論を巧みにする教育でなく、常に實地に體驗する習慣を養はねばならぬ。

6、高等實業學校は各省の教育係において、各省の需要如何を斟酌し、次第に之を増設すべきものである。

丙、教師養成に關して

1、中等程度の師範教育機關を、簡易師範學校と普通師範學校の二種に分け、共に官費をもつて設立すべきである。

2、師範學校は必ず中學校と分離して單獨に設立すべきである。

3、現在の師範大學はこれを努めて改善せねばならぬ。その組織、學課及び訓練についても、中等學校の教員資格養成を目的とし、尙又師範大學は常に他の普通大學と、その連絡を圖るべきである。

4、大學においても、教員養成の機關として、演習科を特置し、すべて大學を卒業せるもので、將來中等學校の教員を希望する者は、該演習科に入り、更に一箇年間の學課を修め、該演習科を卒業せる者は、すべて師範大學の卒業生と同等の待遇を與へるのである。

5、師範學校及び師範大學はすべて授業料を徴收せず、師範學校に對しては特に宿舍膳費及び制服等を

供給するを原則とする。

6、師範學校生徒及び師範大學生は、卒業後教育廳教育局より指定された地において服務すべきもの、服務期限満了後において、卒業證を與へるのである。然る後昇學する事や、他の聘を受ける事が出來、はじめて社會に於て自由に働く事が出来るのである。もし指定期限内に於ける服務の履行を爲さぬ者や、或は服務するも、職務怠慢なる者に對しては、資格を取消し、學資の辨償を追求さるるのである。

丁、人才養成の機關に關して、

1、人才を養成する所の豫備地である中學は、人材を養成するために設立した機關であるから、當然その程度を高くし、内容を充實せねばならぬ。また嚴格なる訓練方針を採用すべきである。現在の中學に對しては一大整理を爲し、成績不良なるものを淘汰せねばならぬ。そして今後に於て、新たに中學の設立を申請した場合は、必ず教育部の方針に依つて、嚴格に撰定すべきである。

2、高級中學には科を分けずに、現在の工、商科等を有つ高級中學は、すべて之を實業學校に変更せしめる。

3、大學の程度を高め、その内容を充實し、政府當局は、毎年巨額の豫算を立て、一方、國立大學の増設を圖り、他方、私立大學の成績良好なるものに對して、補助金を支出することである。

4、現に有る所の國立、省立或は私立大學は、すべて教育部の方針に依つて、嚴格に整理し、同一地方

において、同様の大學が數ある場合は、努めて合併の方針をとり、もし其大學が、成績に於て、非常にかげ離れてゐる場合、成績不良なるものを當然廢止すべきである。

5、高級中學及び大學は、必ず多額の獎學金を計上し、もつて貧困家庭の優秀人才を多數入學させる様、獎勵すべきこと。

6、各省、市及び私立大學或は、學院は必ず農、工、商、醫、理等の學院を設立するに限定し、絶対に文、法學院の増設を許さぬこと。

7、各大學及び學院は、すべて支那本國の教育に重きを置き、之を行ふこと。

8、各公私立大學及び學院は、すべて教育部において事情を斟酌し、試験を行ふこと。

9、教育部は大學及び學院の訓練方針と經營方法について、詳細なる規則を制定し、かつ善良なる品性陶冶をなし、風紀を嚴格にしなければならない。

五次大會、二十一日午後三時より、第五次の大會を開催、出席者は中央執行委員九拾四名、主席は丁惟汾で午後七時閉會した。決議事項は左の通りである。

一、主席團より、國際聯盟出席代表者を慰勞する案を提出し、原案通りに議決。

二、主席團より、汪兆銘、胡漢民兩委員その他公務のため、或は病氣のために出席し得ない委員を、慰問すべき案を提出、原案通り可決。

三、主席團より、中央執行委員會常務委員をもつて中央政治會議常務委員たらしむる案を提出、原案通り可

決。

四、王正廷等より、運米の禁令を開放することと、積穀の辦法を勵行すべき案を提出し可決。

1、各省運米禁令開放の件—中央の命令によつて、各省はその命令に沿ふこと。

2、倉儲の件—政治會議において、更に事情を斟酌し、辦法を考究せる後これを定めること。

五、宋子文より、國內に於ける米麥流通案、を提出、原案通り通過。該件は政治會議において、速に實行する事に議決した。なほ原案は、

1、政府に進言したい事は、米麥禁令開放の件である。該件の開放に關し、政府より各省に通達し、省と省、縣と縣の間に於ける米麥の流通を自由にし、同時に、省に於て、抽收してゐる米麥の捐費を徹底的に取消し、以後再び此種目の捐費無き様に命ぜられたいものである。

2、財政部は、法規に依り、國內流通の米穀（麥に對しては此の種の税を課してゐない）に對し、轉口税として徵收する關稅の件は、現今人民の食糧甚不足を來し居る故、努めて國內の米穀流通の便利を圖らねばならない。かやうな事情であるから、轉口税をこの際免除する様に、政府から命令を發し、流通の便利を速に圖るべきである。

3、各省は、米麥の食糧が、事實において不足であつて、絶対に他處へ搬出不能の場合、またはかかる實狀があれば、正確なる調査を爲し、根據のある統計數字をもつて、詳細中央に向つて、米麥の運搬を禁すべき旨を陳情し、中央の決定如何を待つべきである。中央はこれを政治會議に依り、實

狀の如何を斟酌したる後、その可否を決すべきである。かくて省或は縣において、國內の米麥の流通禁止を理由として、徒らに捐費やまたは、色々な税金を徵收される心配はないのである。

六、于右任は、陝西省政府の建議を紹介して、曰く『西北を開發せんとするには、當然まづ陝西の救済を爲すべきである。この際是非共陝西に對しての救済方法を確定的に立案せられたい。』と、該案は邵力子の提出したる西北工賑委員會設立の案並に籌賑辦法決定の件と合せて、實施方針を考究する事に議決した。

七、張貞より、農村經濟を恢復して、青年思想を善導し、もつて赤匪剿滅工作の善後策を徹底的に圖る案を提出し、本案は政治會議に送付して参考に供することに議決した。

八、曾養甫より、人造肥料の取締を嚴重にして耕地を保護し、利益の流出を防ぐべき案を提出し、原案通り通過し、之亦政治會議に送ることに議決した。

九、伍朝樞より民意機關の設立案を、提出した。本案は中央の民意機關として、既に國民參政會の設立が議されあるも、中央民意機關たる國民參政會の外に、各省市に於ても各省市としての民意機關は、何よりも必要である。該件は政治會議に於て、速に適當な方法を構じて、設立することに議決した。

十、陳肇英等より、國民政府の組織を改組し、司法及び行政の兩部をすべて司法院に附屬せしむる案を、提出し、該案の決議は、政治會議に送り、政治會議において、更に審議することに可決した。

十一、顧祝同等の、行政部は常に司法部の牽制を受け、事務の處理上、極めて困難を感じる。故に此際此障

碍を除去する方法を構じ、もつて政治能力を増加する案、を提出した。該案の決議は、政治會議に送り、政治會議において更に審議すべきことに可決。

十二、蔡元培等が、西康謀那呼圖克圖より蒙古の王公名號に關し、當分の間現狀通り待遇すべき案を提出しあることを紹介した。之が決議は政治會議において斟酌することに可決。

十三、黃紹雄等より、黨務、政治、軍事の各機關において、各自研究會を設立し、事務處理の能率を増加すべき案、を提出し、本案は原案通り通過せしめ、政治會議へ送ることに可決。

十四、方覺慧等より、司法の經費を統一し、基金を確定して、司法の改善、進歩を期すべき案、を提出した。該件は政治會議に送り參酌したる後、改善方法を定めることに可決。

十五、張繼等より、陝西省の災民救濟案、を提出。議案の第一項に、「希くば政府において、陝西省の冬の救賑を急速に考慮し、その方法としては、災救公債の發行に依るか、或は他より大量な食糧を搬入し、それを普通價にて販賣するか、また同時に、水利道路の工程を進行せしむるため、工事施行に關する工人の賑恤方法を構すべきものである」と云ひ、議案第二項に「政府は該災區に對し、一年間田地の租税を免除し、かつ該省政府に對し、雜種なる税金の徵收を爲さざる様、命令せられたいものである」と述べ、以上二項は原案通り通過し、議案第三項「陝西省に駐在してゐる軍の軍餉一切を、中央より直接支給することとし、地方に於ては種々なる軍餉の名儀にて、徵收することを禁止すべきである」といふ項は、政治會議に於て、適當に參酌せるのち善處する事に議決した。

十六、白雲梯より、民衆教育經費に關する案、を提出し該案は國民政府において、適當に考慮して善處すべきことに議決した。

十七、主席團より「現行國民政府組織法第三十條及び第四十八條は、立法、監察兩院の委員數及び其任命方法に關する規定であるが、これを下記の通りに修正すべきものである」と提議し、該修正文第三十條は「立法院は立法委員を四十九名より九十九名まで置くことを得。立法委員の任免は、立法院院長の指名申請に依るものとす。國民政府の主席は、右申請を受けたる時は、之を法に依り任免す」とし、修正文第四十八條は「監察院は監察委員を二十九名より四十九名まで置くことを得。監察委員の任免は、監察院院長の指名申請に由るものとす。國民政府の主席は、右申請を受けたる時は之を法に依り任免す」とし、以上の修正文第三十條及び第四十八條は原文通り可決。

第五日

二十二日午前九時、第六次大會を開催。主席居正は宣誓文の審議議事進行の旨を告げ、葉楚傖に依つて、宣言の原文を朗讀せしめ、二、三の修正をなして可決。同十一時、戴傳賢が閉會の辭を述べて閉幕。閉會の辭は次の通りである。

「各位同志、本日は第四期中央執行委員會第三次全體會議の終りの日である。是迄の全體會議の中で、今回の會議が、わが國民黨の一致團結の精神を最も良く表はす事が出來た。思ひまするに、我黨の責任は、

我黨の黨名の上に既に明白に現はれてゐる。即ち中國の國民黨である。吾等の最も信仰してゐる三民主義は、既にわが孫文總理が徹底的に教へてくれたものである。三民主義は國家を救ふ主義であるから、この三民主義を信仰してゐる、我々の責任は國家を救ふべき責任である。さて、滿洲事變發生以來の事を回顧して見るに、當時の國家は、實に一大難關の局地に立ち至り、國內の紛争、外來の侵略等の悩みは、次から次へと來つたのである。併しながら、我々はよくも此大怒濤を乗り越へ、しかも黨の團結は、益々堅固となつたのである。

當時の全國民は、惕然として立ち上り、協同一致の心にならねばならぬ、と云ふ強き覺悟の下に、奮闘し、孫文總理の主義を確實に信仰したのであつた。その協同一致の力があつて、始めて未曾有の大難を突破することが出來たのである。この大難關の突破に依つて、我黨及び全國民が、國家に對する任務を完成する事が出來た。かかる一致團結は、本大會において充分なる表現を見、これこそ我孫文總理の最も期待されたところのものであつた。

第一に、我々が國を救はんと思へば、まづ我國固有の忠孝信義和平等の根本精神を恢復せねばならぬ。この道徳的精神は、則ちわが中國國民の根本精神である。大會は短時間に終つたが、我々同志は、必ずや永久にこの精神の下に、團結出來得るものと確信する。尙又我々は本大會の情況を見ると、遠い者は蒙古或は西藏より來り、わが孫文總理の主義を理解し、また國民全體が、よくも舉つて中國國民黨と一致協力し、この建國の任務を果したのである。この點について見るも、孫文總理の三民主義の精神は、全國民

の腦裡に深く灌注したと云ふ事ができるのである。今回の大會において所用せる時間は至つて短いのであるが、議決された議案の數は實にかつて見ないほどの數である。のみならず今回の大會の精神は、過去の大會に比べて、實にはなはだ内容が充實してゐたのである。今後に於ける全國の同志は、層一層團結を爲し、もつて中國國民黨の負ふべき、この建國の責任を果す事が出來得ると確信する。全國の國民は孫文總理の主義を信仰し、而して、我黨の指導の下に、協同一致の精神により、中國の國難を排除し、過去において失へる權利を恢復し、建國の大業を完成する事が出來るのである。大會の閉會に當つて、全國の同志及び全國國民の御健康を謹んで御祝ひ申し上げると同時に、どうか全國の同志よ、今後、層一層一致協力して、建國の大業を一日も早く成就する様、御奮闘あらん事を、切望して止まない次第である。

閉幕の宣言

于右任によつて朗讀された三中全會閉幕の宣言文は、以下の通りである。

民國二十一年十二月十五日、我黨は首都南京において、第四期中央執行委員會第三次全體會議を開催した。開會以來、委員全體がよく和衷協力の精神をもつて、この危険な難關にあつたのである。すべて全國の國民が、わが國民黨に對し、信頼し來れる所或はわが國民黨が國家に對して、自ら盡力せねばならぬ所は、何一つ赤誠をもつて、その實現に邁進しないものはない。茲に決議の要點を綜合して、鄭重に宣言する。我黨が負ふたこの建國の大責任、安危存亡に關するこの重荷、孫文總理の遺訓寤寐未だ忘れざる

事、全國國民の呼號が、益々烈しくなつた事、本大會に於ける各位の熱烈なる決心等を、敢へて全國國民に言明するものである。我黨の責任は、

- 一、我黨は、支那の自由平等を求め、國家の領土、主權、行政の完全なる基礎を、創造するにあるのである。もしこれを害せんとする者あれば、何處までも全國國民と協力一致し、これを防禦し、而してこれを恢復せんとするものである。
- 二、我黨は國、族の全力を集中し、世界の平和を保つべきである。もし世界中に平和を紊亂する者あらば、必ず全國國民は、舉つて世界に於ける、最も信義を重ずる民族と協同一致して、これを安定すべきものである。

三、我黨は訓政を完成せる後、憲政を實現し、かくて政權の民有に歸する様、奮闘すべきである。

およそ有効、しかも一番正確な捷徑は、全國國民が舉つて、わが總理孫文の遺訓及び憲法の規定を信頼し、協同團結して、内治外交に當るべきものである。本大會において、此強き決心を得、今後必ず全國國民が、心を一にし、一大目標の下に進まなければ、何事も爲し得ない事を、強く深く信じたのである。であるから、まづ孫文總理の遺訓憲法の規定を遵守し、然る後に、國民參政會の綱要と憲法の草案及び國民大會の召集時期を決定するの至誠を、國民に示すべきである。支那は土地廣大のために、民情も複雑し、經濟界に於ける特殊な懸念も少くない。その上知識の程度も甚しく異同し、これ等をすべて一律に、障害物のない順調なる進展を期する事は、全國國民の奮然たる努力に依らなければならない。孫文總理の遺訓を疑

念なく信仰し、自治を實行して、我黨と協力すれば、必ず支那の革命の成功と、建國の大業を完成する事が出来る。また綱領が出来ても、細目なら多少略してもよいと云ふやうな考へを持たずに、根本が既に安定した後の枝と葉は、これに従つて行けば、必ず茂るものと言ふ考へを持つべきである。と同様に、決議はした、單に決議をしただけではためである。一層これが實行に移る方法を研究し努力せねばならぬ。しかも今回の決議事項には、政治制度に關するもの、外交政策に關するもの、軍事設備に關するもの、人民の生計に關するもの、教育方針に關するもの、民族團結に關するもの、吏治の整飭に關するもの、釐金税に關するもの等あつて、何一つとして民意の集中に依らぬものがないのである。故に實力を培養し國基を樹立して、邦家の大難に當ると云ふ事は、既に大會において深く信じた事である。併しこの危機を轉じて安定な境地に達するには、實行によつて始めて得られるものである。かくて責任を重じて努力する者には、固より多言を要しないが、事理に精通したる者には、責任者からの多言を要しない。すべて將來の力行を豫測するには、必ず過去を嚴重に檢討せねばならぬものである。

今次の大會は五年以來の重要議案を蒐集したもので、しかもそれを類別することは、執行者において執行中である。この類別については、種々の關係から、その難易の原因及び癥結の個所を調査し發見せんとするものである。庶政の推行禦侮の策進を知るには、これ皆民生の繁榮と地方の安定に頼らねばならぬ。わが國民性の誠實と土地の豐饒は、實に生聚にも教訓にも甚だ好條件である。併し元來は赤匪の被害に因り、農村は虚耗し、土地は荒廢の一途のみを辿るに至り、國境の確守も愈無力となつて、遂に内を守れば

外を失ひ、顧東失西の難關に達着したのである。我黨が常に徬徨として、大きな悩みであつた。大會開催の當日は、恰も赤匪清掃の捷報に接したる時に當り、匪區に對する善後工作も、着々進行してゐる。今後に於て既定の方針を遵守し、勇往邁進すれば、必ず近き將來に、餘孽の掃滅は出來得るものである。この内憂の禍根が根治すれば、民力は日増に裕富になり、國家に支障を來さず、すべてを爲し得るのである。本大會は、全國民が一致協力の大精神をもつて、この建國の大業を完成する様、切に希望して止まない次第である。

第七章 中國々民黨第五次全國代表大會

第三十三節 統一政府後の業績

（拙著『支那近世政黨史』自三九八頁至四〇五頁参照）

統一政府以來、國民黨中央執行委員會は、指導或は整理委員を各省及び特別市に派遣し、重ねて登記組織を行ひ、數年以來各省市の黨務は、組織整理を経て、民國二十三年には次の成績を見るに至つた。

A、省市黨部

- 一、正式に省或は市執監委員會の成立したものは、江蘇、浙江、廣東、廣西、湖南、湖北、江西、山西、綏遠、河北、山東等の十一省及び南京、上海、廣州等の三市。
- 二、指導期中に省黨務指導委員會の成立したものは、合計雲南、貴州、陝西、察哈爾、新疆、寧夏等六省
- 三、整理期中に省或は市黨務委員會の成立したものは、合計甘肅一省及び北京、天浦、青島、漢口等の四市。
- 四、特種事情により黨務特派員或は籌備專員辦事處を設け、その中に設計委員會を設けたものは、合計安

徽、福建、四川、河南の四省。

五、特殊事情により特派員辦事處を設けたものは、青海及び東北等の數省がある。

B、海外黨部

一、正式に執監委員會の成立したものは、合計總支部十三個所、直屬支部十二個所。

二、整理期中にあり整理委員會の成立したものは合計直屬支部二個處。

三、準備期にあり、籌備委員會の成立した者は合計直屬支部五個處。

四、特殊事情により特派員を設けたものに直屬支部一個處。

C、軍隊特別部

正式に執監委員會の成立した者は

一、師黨部五十、軍黨部二、獨立旅及び騎兵旅黨部五、獨立礮兵團保安團及び特務團黨部七、軍校黨部

八、海空軍及び憲兵黨部三、其他黨部二、合計七十七、

二、籌備委員會を成立したものは、師黨部三十六、軍黨部八、獨立旅黨部一、警備旅黨部一、軍校黨部

一、保安團黨部三合計五十。

D、鐵路特別黨部

一、正式に執監委員會を成立したものは、合計京滬杭甬鐵路、隴海路、浦浦路、平漢路等四個處。

二、整理委員會を成立したものは平綏路、膠濟路の二個處。

三、籌備委員の成立したるものは正太鐵路一個處。

四、特殊事情により改めて特派員辦事處を設けたものは北寧路、武長株萍路二個處。

E、海員特別黨部

僅に中華海員特別黨部一個處あり、籌備委員會の成立したものがある。

F、直屬黨部

江寧縣黨部、中央政治學校區黨部、漢陽兵工火藥區黨部各一個處はともに正式に執監委員會を成立した。

その後の黨務進行の現状に於て、各高級黨部の組織情況はもと通りである。省市、鐵路、海員黨部にして正式

に執監委員會の成立を見たものは、江蘇、浙江、湖北、江西、山東、山西、綏遠、廣東、廣西等の十省、南京、

上海、廣東の三市及び隴海、平漢、京滬杭甬等の三鐵路黨部、指導委員會を設置したものは陝西、寧夏、雲南等

の三省黨部、整理委會を設置した者は甘肅一省、青島、漢口等の二市及び膠濟鐵路黨部。籌備委員會を設置した

ものに、正太鐵路黨部がある。特派員を設置しその下に設計委員會を設けたものは安徽、河南、四川、貴州等の

四省及び海員黨部特派員を設置したものは青海一省及び津浦、武長株萍二鐵路黨部。籌備專員を設置したものは

福建一省の黨部。指導專員を設置したものは新疆一省の黨部。軍隊において正式に執監委員會を成立したものは

合計軍黨部五、師黨部六十、獨立旅黨部五、獨立團黨部三、隊黨部六、軍事機關黨部三及び軍事學校黨部六、合

計八十八。籌備委員會を設置したものは軍黨部五、師黨部二十六、隊黨部一及び軍事學校黨部一、合計三十六。

指導委員會を設置したものは軍事學校黨部一、指導員を設置したものは師黨部及び隊黨部各一、合計二、總計百二十四。海外黨部にありて正式執監委員會の成立したものは總支部十一個所、直屬支部二十八個所、合計三十九個所。整理委員會を設置したものは總支部及び直屬支部各一個所、合計二個所、籌備委員會を設置したものは直屬支部八個所、特派員を設置したものは直屬支部一個所、合計五十個所。中央直屬黨部にして正式に執監委員會の成立したものは中央政治學校及び漢陽兵工廠の兩黨部、指導委員會を設置したものは、江寧縣黨部。華北各省及び鐵路黨部は環境の惡劣、外力の壓迫を受けたため前後中央にて撤回したものに河北、察哈爾、綏遠、東北等の省、北平、天津等の市及び北寧、平綏等の鐵路黨部がある。

黨員數の統計に關し、民國十八年黨務整理以後、歷年黨員數の増減統計は左の如くである。

稱名	民國二十一年		二十二年		二十三年		二十四年	
	黨員	備員	黨員	備員	黨員	備員	黨員	備員
省市黨部	二九六	四七〇	三〇六	八二四	三二七	八一八	三四七	二九九
鐵路黨部	六六	三三二	七九	五四四	一一四	二六三	一四九	〇九七
海外黨部	八六	一二五	八五	六三四	九〇	六一九	八九	二一九
黨外黨部	一二	九一三	一五	五一〇	一三	九四〇	九	五九九
合計	九九	〇三八	一〇一	一四四	一〇四	五五九	九九	一七四
軍	四三五	二一〇	四四五	九三五	四六二	五三三	四九一	五九二

部隊黨部	民國二十一年		二十二年		二十三年		二十四年	
	黨員	備員	黨員	備員	黨員	備員	黨員	備員
合計	二三五	四一二	三三八	二六〇	四〇九	〇八六	五三三	九八九
合計	六七〇	六二二	七八四	一九五	八七一	六一九	一〇一	五八一

第三十四節 歐米人に告ぐ

極東の時局に注意する者は、何人を問はず、目下支那に起りつつある（國際的地位に反對する）民衆運動は、日に益々發展して居ることを察知し得るであらう。

この運動は、失意した政客や學生分子が、人に騙され、他人の煽動に依つて起つたものだ、と誤信して仕舞ふに相違ない。しかしこの事は支那四億の人の幸福に關係あるのみでなく、世界の政治上、經濟上に大いに關係ある問題で、もし人に騙されたならば、この問題が知らず／＼の間に、世界の平和に影響し、新しい世界的慘劇は、將又再び太平洋上に演ぜられ、その時にはたとへ其の爆發を抑へることが出来ても、もう時機が遅いと云ふ恐れがあるのである。この問題は果してどんなものであらう。つまり支那の人民が既に支那は、蘇、英、佛、米、伊等の國と同じ様な獨立國でなく、甚しきに至つては、殖民地としての印度の様に、國內同様に、一國の統治を受ける様なものでないことを非常に苦しく思つて居る。支那は實に孫文總理が言ふた通り、公共の殖民地である。現在でも庚子賠款條約の調印國の統治を受けて居る。「我等は各國の統治を受けて居る」と云つたのは、少しも過言ではないと思ふ。次に述べる各種の事實

は、完全に之を證明することが出来るのである。

阿片戦争以來、支那は次第に暗黒時期に入り、この期間中には、列強が連貫的の種々の條約をもつて支那に加へ、この條約は、大いに支那の政治經濟の發展を阻害したものであり、我國民中の一部覺醒した人は、この條約を不平等なもの、非正義なもの、無人道なものであることを知つてゐるのである。列強は我國が衰弱に陥つた時期を利用して、かかる條約を我等支那人民に加へ、支那の一切を管理することが出来ると思ふたのである。我等は不平等條約を撤廢すべしと宣言したのは、實に孫文總理の遺志を體奉して、支那の國民革命の進行を激勵したのであるが、國民政府の對外方針も亦、ことごとく是に基いて、少しも變らないのである。

故大元帥は既に不平等條約の廢除を提唱し、同時に又國民會議を開設して、之を決議執行する中樞機關とすることを主張した。支那の主權は、長い間經濟主義及び經濟主義に頼つて生存して居た軍閥の手に操られて居つた。今國民會議を開設することは、即ち經濟主義者と軍閥の手から既に失つた主權を取戻して國民に還し、是を以て主權民に在りと云ふことに適合させる爲である。かつ經濟主義及び軍閥が我國民に加へた苦痛はただ國民が深く是を知り、従つて是を排除する思ひも最も急切であるから、不平等條約廢止の實行を國民會議に囑望しない譯にはいかないのである。國民會議の開設は、北京の臨時執政に妨げられて、實現に至らなかつたけれども、國民がもし自發的集會で、その職權を行使することが出来れば、國民

政府は必ず力のあらん限りを盡して之を保障する。中國々民黨は以前に於て此事を宣言したので、國民政府は必ず是を履行せんとするものである。

尙茲に於て言ひたいことがある。近年來戰亂頻發せるため、中國々民黨の黨綱と政策は、往々にして環境の壓迫を受けて實施されず、人民の苦痛を目撃して、之を救済することが出来ず、各地に跋扈した凶惡將兵を除去し得ず、相互結託して民利を搾取せる貧官汚吏を懲戒し得ないことは、皆我同志の深く遺憾とする所である。故に日夜奮發勉勵して其障害を除去する方法を構じ、建設に着手する道を考究したのである。最近東江及び廣東市外の兩戰役を経て、附近各地の戰亂は、ことごとく一掃され、この機會に政事、軍事の整理に従事せんと決定した。然るに支那國民革命の前途の障害となるものは、往々にして支那自體の國民革命の進展に伴ふて發生されるのであるから、建設の希望が急切になればなるほど、一切の障害を除去することは、益々遲緩を許されないのである。故に結局一切の障害となるものを擧げて、徹底的に之を廓清し、國民革命を活潑に進行せしめて往かねばならない。願はくば我國民は今日誰が能く國民の利益を圖るか、誰が能く國民利益の爲に奮闘するかを認識し、國民政府に對して、是を督促し、擁護することは、我等の最も深く望む所である。國民政府の委員汪兆銘、胡漢民等がもし其輸出入を制裁する能力がないならば、支那は關稅に對する發言權を失ふことになる。關稅政策は世界各國の工業發展上に於て、如何に重要地位を占めて居るかを知つて居る筈である。つまり各國の一種の特權である。一國にしてみても此特權がなかつたならば、獨立國と見做すことが出来ない。假りに獨立國の代理人が制定した規則に、規定し

である制裁が、自國の國內に行はれない時は、自己の國家に對して如何なる感じを有つであらうか。然るにかかる事實を盛に我國に施したことは、我國民は何時も屋の外或は屋の中に閉されてゐる危険がある。なぜかと云へば、大小の門戸に錠をかけて、その鍵を自己の手に握つて居ないからである。尙又、我等の經濟發展上に於ける要塞も、その管理の特權は、列強の手に握られて居る。近代の工業と交通との發展は、皆通商要港に懸つて居る。通商要港は世界の市場と連絡して居る。我等の通商要港の特權は、皆列強の手に握られて居る。上海の如きは、支那の商業上に於て、最も必要な通商港であるが、その特權は外國人の手に握られて居るから、支那の國內にある上海は、遂に自ら一國となり、支那の法律の拘束を受けずして、外國の法律の統治を受けて居る。それが爲に我國の區域内にある外國の土地に建設したあらゆる重要工業は、皆支那政府の税金を負担して居ないのである。外國人が創立した法院は、ただ彼等自身の利益を護り、少しも支那人の利益を思はない。我等は日夜外國人の資本を増進する爲に苦勞して居るにすぎない。しかも我等は何か抗議をしたならば、直ちに彼等の無情な鐵砲の爲に屠殺されて仕舞ひ、恰も古代の羅馬人が外國の奴隸を屠殺したと同様である。我等の經濟の生命は、皆通商要港にあるため、従つて我等の財政の支配權も亦自然是等の地方にあるのである。彼等外國人は更に支那に於て、妄りに紙幣を發行して我國の經濟界を攪亂し、少しも我國民の幸福を思はなかつた。かかる特殊現象に處した我等は、完全な支配力もなく、自由權もない。しかも之が上海に存在して居るのみでなく、我國の各地つまり船舶の通ずる所は殆ど皆こんな状態である。斯様に我國の海面は皆封鎖されて居る。遂に支那の人民が自己の國內に

往來する道はなくなつたのである。

次に領事裁判權と治外法權等を割譲したことは、如何なる字典でも能く我々に此文字の意味を教へて呉れるのである。天津、奉天、北京、漢口等の大都會に居住して居る人は、誰でも日常の經驗に依つて、能く此治外法權と領事裁判權を割譲した真正の意味を知つて居る。我等は政治上もしくは經濟上に於て進展することがあれば、外國人の管轄規則に違反し或は其拘束を受けねばならぬ。支那の特權の割譲を受けた彼等は、我國の農村の人民の中から、極安い工賃しか取らない勞働者數十萬人を租借地の工場に收容して、無抵抗の奴隸と爲し、如何なる慘酷な壓迫と搾取を受けても、絶對之に屈服するにも拘はらず、尙時々世界の落伍者とも言ふべき軍警を利用して、可憐な勞働者を惨殺せしめたのである。

其の上、尙非人道の手段を揮つて、我國民から搾取して來た金錢で、租界地に於て、支那の青年を教育する事業を經營したが、實際上之は支那の青年をして悪化、墮落せしめ、彼等は之を利用して、支那の利益を搾取する憎むべき計劃を進行せしめてゐるのである。彼等が如何にこの教育は、人道主義に立脚して居るかを説いても、我等は既にその内容を知り、その教育の結果は、我國の一部分人民を墮落せしめ、彼等の支那を壓迫する工具を供するに外ならぬ。

租界地には治外法權と云ふ特別擁護の特權あるが爲に、内亂の策源地となつた。是迄軍閥が支那を攪亂し、繼續的な内亂を醸成したのは、皆租界地に潜伏して計劃したのである。彼等軍閥は租界地に在つて、

彼等外國人の援助と煽動を受けて、十分に其兇惡なる手腕を發揮することが出来たので、我等の自由を阻害し、我等の人民運動に反對することが出来るのである。又この陰謀を醸成した背後には、經濟主義者と各國の支那に駐在して居る代理人が居る。滿清政府を強迫して、庚子賠款條約を承認しめた後は、滿清政府は即ち經濟主義者の工具となつた。人民に恨まれ、人民に反對された滿清政府は、經濟主義者を頼り、或は列強の相互競争の政策を利用して、その存立を圖らんと思つた。圖らずも是が爲に反つて辛亥の革命を激發して、滿清政府の死命を制するに至つた。滿清政府が破滅した後、幾多の軍閥が出て、先を争ふて列強の援助を求めた。袁世凱は列強の金錢の援助を得て、能く洪憲帝制を建立した如きはそれである。袁が倒れた後、他の軍閥が又引繼いで起つても、列強の工具となることを免れた者は一人もない。列強が之を以て支那に於ける經濟と政治の地位を維持したのは、一個の軍閥が倒れた後には、必ず他の軍閥が是に代つて起ると云ふ状態であるから、是に依つて或る經濟主義勢力の消滅と、或る經濟主義勢力の膨脹を示すことが出来るのである。支那の一般人民の見所では、近年來軍閥は支那に在る經濟主義の惡勢力と結合したと認められたのである。我等はなぜ吳佩孚を打倒せねばならぬであらうか。是は吳佩孚がある經濟主義の指揮を受けた外國人の代理人であり、列強は彼を利用して政治的或は經濟的特權を維持したからである。吳佩孚が倒れた後には、張作霖が是に代つて統治の大權を取つたが、張も引續いて外國人の主人に忠實を盡して、我國民の願望を無視した。彼もまた彼の先輩と同様に人民から打倒されたといひ得る。今後彼に繼いで起つて来る者があつても、彼と同じ結果になると確信するのである。此事情は、普通の外

國人では或は十分徹底されないかも知れないが、我國の有識者は皆はつきりと判つて居る。我々が支那の動亂の由つて来る所を考究すれば、是は全く支那が不平等の國際地位に置かれたことの然らしめたものであると確信して疑はない。不平等條約が存在して居る間は、支那は決して國內の安定を得ることが出来ない。故に我々は支那の國際地位を、其他の各國と平等の地位に改めることを要求するのである。我國民の要求する所は、即ち國際上に於て他の國と平等の地位に立つて、獨立の主權を行使することである。尤も之は治外法權と、經濟上に於ける特權の廢止を包括して居ることは勿論、又之は一方的行爲の性質に屬するものであることも明かである。我等は關稅の稅則を改正し、支那の經濟を發展せしめんが爲に、必要な經濟政策を採ることを要求するのは、我等の屋の門戸にかけた鎖の鍵を要求して、是を取り戻すにすぎないのである。

不平等條約の廢除は、我國民を毒害した禍根を除去することであり、我國の政治經濟の根本的善後策である。我國の軍閥は一度列強の援助を失つたならば、必ず瓦解して仕舞ふのである。茲に於て人民は始めて眞正な民主主義を建設する機會が得られるのである。又我國内にある歐米國人の政權を除去したならば、外國軍警の我國民を銃殺した非人道な野蠻事件を絶滅することが出来る。かくてこそ支那は始めて各國の民族と有利の合作をすることが出来る。支那にある列強の競争を抑制することが出来るのである。此種の競争がもし數箇年延長して往つたならば、必ずや太平洋上に於ける新しい世界大戰を醸成するに至る

であらうと思ふのである。

民國廿四年七月

中國國民黨國民政府

第三十五節 五次一中全會

民國二十三年二月、憲法草案が立法院によつて完成し、二十四年十月、立法院が修正を行ひ、同年十一月二日開會された六中全會の審査を経、之を國民大會に提出して議決を請ひ、かくて全國民に之を頒布することに決定した。

民國二十四年十二月二日、第五次一中全會を開き、黨、國一切の大計を決定した。組織方面に於て、各級黨部の組織は、民主制の原則に鑑み、その運用の妙を盡してゐるが、集權制の原則は、尙ほ未だその極境に達してゐないのである。特に中央幹部の組織に、集權化を加味することは、國民黨組織上の一大政策である。中央黨部に在つて、例へば常務委員會及び政治委員會で正副主席を増設し、會員の出席人員の制限を設け、宣傳及び民衆の訓練機關を組織し、委員制を排除して、部長制を恢復したことは、權の集中を謀つたものである。同時に、常務委員會の下に、海外黨部、地方自治、文化事業及び國民經濟建設等の計劃委員會を増設したのである。

また政治委員會の下に、法制、内政、外交、財政、經濟、教育、土地、交通等の専門委員會を増設し、中央委員及び黨中の専門家をして、各々の長につかじめ、各自能あるものを、中央組織に参加せしめ、これが集思廣益の効果を收めたのである。

省市黨部の組織方面に於て、明確なる決議がなかつた。然るに大勢の趨く所は、中央が各地黨部の組織を調整し、一年來の經驗の結果に依り、特派員制を取つたことは、何等の異議なく、特派員制なるものは、既往の執監委員會、整理委員會及び指導委員會等の委員制を排除し、特派員一名を設け、而してみな中央委員が之を擔任し黨務を主務するのである。特派員の下には、設計委員を設け、幹部に人材を網羅して、設計仕事を擔任するのである。故にかかる制度は、大衆の意見を酌み、執行の全責を集中した意義に外ならないのである。

なほ此一中全會は、民國二十五年五月、憲法草案を宣布することと、同年十一月十二日、國民大會を召集することを決議したのである。

第三十六節 中國々々民黨第五次全國代表大會

中國國民黨第五次全國代表大會は《黨則によれば》民國二十二年十一月召集さるべきものであつたが、蔣介石の剿匪征伐即ち共產軍討除その他の理由のため、延期を重ね、二十四年十一月十二日、南京中央黨部大會場に於て開幕式を舉行了。まづ十三日第一次豫備會議、十四日第二次豫備會議を開催、主席團選定方法、代表資格審査、會期、議事規則等を決定、大會秘書長に葉楚傖を選任、主席團は蔣介石、汪兆銘、于右任、孫科等十五名を投票選定し、さらに提案審査委員會委員その他の委員會委員を左の通り決定した。

A、黨務審査委員會委員四十六名《後に四名追加》陳立夫、陳公博によつて召集すること。

B、政務審査委員會委員五十三名《後に一名追加》邵力子、吳鐵城によつて召集すること。

- C、經濟審査委員會委員三十四名、孔祥熙、劉紀文によつて召集すること。
- D、教育審査委員會委員三十二名、吳敬恒、蔡元培によつて召集すること。
- E、軍事委員會委員二十七名、何應欽、朱培德によつて召集すること。
- F、總章審議委員會委員四十三名、邵元冲、李文範によつて召集すること。(後に二名追加)
- G、決議案整理委員會委員九名、葉楚傖によつて召集すること。(十一月十六日の會議に於て、各委員會召集人は、本決議案整理委員に加入することとした)

本 會 議

十一月十五日(第一日)第一回大會開催、主席林森、中央執監委員及び出席代表四百二十八名、列席中央執、監委員及び列席代表百四十三名、主席團の報告、中央黨部の報告、それより各委員會の委員を承認決定して散會。

十一月十六日(第二日)第二回大會開催、出席者は出席、列席合計六百五十五名、主席張繼、主席團の報告、蔣介石の政治報告、何應欽の軍事報告等ののち、各委員會の審査報告を討議して散會。

十一月十八日(第三日)第三回大會開催、出席者は出席、列席合計六百五十五名、主席鄒魯、決議事項の重要なものは左の通りであつた。

- 一、宣言起草委員選任、二、中國々民黨々員守則案、三、國民大會召集及び憲法草案宣布案、四、綿

紡織業保護救濟案、五、新鹽法案、六、隴海鐵道完成案、七、水利建設案等。

十二月十九日(第四日)第四回大會開催、主席閻錫山、出席者は出席、列席合計六百四十一名、

- 一、國民大會召集及び憲法草案宣布案審査委員を左記の通り任命し、

吳敬恒、李文範、覃振、許孝炎、李中襄、方覺慧、陶百川、周佛海、鄭亦同、許紹楙、陳布雷、梁寒操、張知本、劉蘆隱、孫鏡亞、林雲陔、陳立夫、賤啓芳、詹菊似、周伯敏、谷正綱、駱介子、王憲章、彭革陳、羅露碧の二十五名と全主席團員で、吳敬恒、張繼を召集人とした。

- 二、中央政府組織改革案を討議し、最後に蔣介石の外交演説があつて散會。

十一月二十一日(第五日)第五回及び第六回大會開催、主席蔣介石、出席者は出席、列席合計六百三十八名、決議事項は左の如くである。

- 一、憲法草案宣布及び國民大會召集の件。二、中國及び西洋醫師平等待遇の件。三、禁烟法規勵行の件。四、航政整理の件。五、教育振興の件。六、第五次中央委員數及び其選舉方法の件。
- 十一月二十二日、二十三日(第六日、第七日)第七回大會開催、主席蔣介石、二十二日、第五次中央委員を選挙し、二十三日午後五時三十分、大會宣言(略)を發表して閉幕式を執行した。

一、中央執行委員 (百二十名)

蔣介石、汪兆銘、戴傳賢、馮玉祥、于右任、閻錫山、孫科、吳鐵城、何應欽、朱培德、葉楚傖、陳果

夫、鄒魯、居正、石瑛、何成濬、孔祥熙、張學良、丁惟汾、宋子文、白崇禧、劉峙、朱家驊、顧祝同、楊杰、馬超俊、張治中、曾擴情、賀衷寒、蔣鼎文、方覺慧、陳濟棠、黃慕松、錢大鈞、韓復榘、何健、曾養甫、劉蘆隱、陳誠、周佛海、徐恩曾、洪蘭友、余井塘、陳策、邵元冲、張道藩、陳布雷、方治、陳公博、梁寒操、李宗黃、劉紀文、徐源泉、潘公展、王法勤、柏文蔚、王陸一、張群、劉維熾、吳醒亞、丁超五、趙戴文、蔣伯誠、顧孟餘、甘乃光、陳繼承、蕭吉珊、王以哲、李文範、張厲生、周伯敏、王柏齡、苗培成、劉健群、谷正綱、梅公任、余漢謀、鄧占南、王漱芳、朱紹良、林翼中、谷正倫、傅作義、吳忠信、王祺、黃旭初、戴愧生、陳立夫、于學忠、陳肇英、張冲、蕭同茲、周啓剛、麥斯武德、衛立煌、洪陸東、焦易堂、田崑山、胡漢民(死)、李生達(死)等百名(以上選舉によるもの)

羅桑賢贊、貢覺仲尼、樂景濤、李揚敬、唐有壬、王泉笙、繆培南、王均、熊式輝、夏斗寅、鹿鐘麟、王伯群、徐堪、博秉常、劉湘、陳紹寬、陳儀、彭學沛、茅祖權、沈鴻烈等二十名(以上、大會承認によるもの)

二、中央執行候補委員 (六十名)

吳開先、薛篤弼、葉秀峯、賴璉、谷正鼎、陳調元、俞飛鵬、經亨頤、蕭錚、吳浩峯、陳樹人、李品仙、鄧家彥、林壘、朱霽青、時子周、陳慶雲、王用賓、劉建緒、傅汝霖、張強、王正廷、黃季陸、唐生智、黃實、余俊賢、李任仁、宋慶齡、曾仲鳴、張定璠、吳保豐、羅家倫、趙棣華、李敬齋、楊永泰、羅

翼群、尼馬鄂特索爾、馬鴻逵、謝作民、段錫明、陳伴嶺、王懋功、楊愛源、陳訪先、李嗣璉、程潛、張

飭、鄭亦同、張貞、張知本等五十名(以上、選舉によるもの)

陳耀垣、趙丕廉、諾那、王崑崙、趙允義、區芳浦、程天固、詹菊似、石敬亭、吳經熊等十名(以上、大會承認によるもの)

三、中央監察委員 (五十名)

林森、張繼、蔡元培、吳敬恒、張人傑、楊虎、邵力子、李宗仁、謝持、楊虎城、王寵惠、許崇智、張發奎、陳璧君、恩克巴圖、柳亞子、蔣作賓、褚民誼、程天放、胡宗南、香翰屏、黃紹雄、宋哲元、商震、邵華、李煜瀛、李烈鈞、孫連仲、薛岳、劉鎮華、龍雲、李福林、龐炳勳、麥煥章、林雲陔、蕭佛成、賀耀組、王子壯、覃振、姚大海等四十名(以上、選舉によるもの)

章嘉、熊克武、安欽、秦德純、盛世才、王秉鈞、司倫、王樹翰、徐永昌、張任民等十名(以上、大會承認によるもの)

四、中央監察候補委員 (三十名)

李蕩平、雷震、歐陽格、王世杰、劉文島、李次溫、何思源、劉守中、譚道源、彭國鈞、聞亦有、鄧青陽、張默君、狄膺、楊庶堪、唐紹儀、馬麟、郭泰祺等十八名(以上、選舉によるもの)

崔廣秀、潘雲超、何世楨、胡文燦、蕭李綺、肅忠貞、孫鏡亞、陳嘉祐、溥侗、黃麟書、陸幼剛、楊熙
績等十二名（以上、大會承認によるもの）

五、中央常務委員

主席 胡漢民（死）副主席、蔣介石。

常務委員 胡漢民（死）蔣介石、馮玉祥、丁惟汾、汪兆銘、葉楚傖、孔祥熙、鄒魯、陳立夫。

秘書處 秘書長葉楚傖。

組織部 部長張厲生、副部長谷正綱。

宣傳部 部長劉蘆隱、副部長方治。

民衆訓練部 部長周佛海、副部長王陸一。

海外黨部計畫委員會 主任周啓剛、副主任蕭吉珊。

地方自治計畫委員會 主任方覺慧、副主任李宗黃、黃季陸。

國民經濟建設計畫委員會 主任曾養甫、副主任郭青陽、徐恩曾。

文化事業計畫委員會 主任陳果夫、副主任褚民誼、張道藩。

黨史史料編纂委員會 主任邵元冲、副主任羅家倫、梅公任。

撫恤委員會 主任王法勤、副主任李文範、洪陸東。

財務委員會 主任居正、副主任麥煥章、苗培成。

六、中央政治委員會

張人傑、閻錫山、許崇智、李烈鈞、王寵惠、李文範、張學良、唐生智、陳璧君、宋子文、朱培德、顧

孟餘、朱家驊、馬超俊、邵元冲、陳公博、王伯群、程潛、陳果夫、梁寒操、張定璠、何應欽、黃紹雄、

王陸一、劉守中の委員二十五名、

主席 汪兆銘。

副主席 蔣介石。

秘書處 秘書長顧孟餘。副秘書長陳布雷。

法制專門委員會 主任李文範。

內政專門委員會 主任陳公博。

外交專門委員會 主任王正廷。

財政專門委員會 主任徐堪。

經濟專門委員會 主任宋子文。

教育專門委員會 主任經亨頤。

土地專門委員會 主任陳果夫。

交通専門委員會主任朱家驊。

七、中央常務監察委員會

秘書處—秘書長王子壯。

常務委員—林森、張繼、蕭佛成、吳敬垣、蔡元培。

第三十七節 憲法制定國民大會

前記第三十五節の第五次一中全會は、民國二十五年五月五日、憲法草案を宣布すること、同時に同年十一月十二日國民大會を召集することの二案を決議したが、この決議に基き、二十五年五月五日、憲法草案（三十八節）を宣布し、同十四日、國民大會組織法及び國民大會代表選舉法を公布し、政府内政部に、國民大會代表選舉事務籌備委員として内政部長の蔣作賓を主席に、魏懷、張厲生、蔣延黻、陳布雷、周佛海、張道藩、陶履謙を委員に、まづ同月二十三日第一回委員會を開き（その後數回開催）選舉準備に當り、六月二十三日、國民大會代表選舉法施行細則が、行政院會議の決議を経、また該大會代表選舉總事務所組織條例が制定公布され、二十五日、國民大會代表選舉總事務所辦事通則が、行政院會議を通過した。

かくて十月十日國民大會代表を選舉し、十一月十二日、憲法制定國民大會が開催されるのである。而して該大會は憲法を制定し、かつ第一回國民大會の職權を行ふものであることを、憲法草案第四十六條に規定してゐる。

第三十八節 中華民國憲法草案全文

民國二十五年（昭和十一年）五月五日宣布

中華民國國民大會は國民全體ノ附託ヲ受ケ、中華民國ヲ創立セル孫文先生ノ遺教ヲ遵守シ、茲ニ憲法ヲ制定シ、全國ニ之ヲ頒行シテ、永久ニ遵守センコトヲ矢フ。

第一章 總 則

第一條、中華民國ハ三民主義共和國トス

第二條、中華民國ノ主權ハ、國民全體ニ屬ス

第三條、中華民國ノ國籍ヲ具有スル者ヲ、中華民國國民トス

第四條、中華民國ノ領土ハ、江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、四川、西康、河北、山東、山西、河南、陝西、甘肅、青海、福建、廣東、廣西、雲南、貴州、遼寧、吉林、黑龍江、熱河、察哈爾、綏遠、寧夏、新疆、蒙古、西藏等固有ノ疆域トス。中華民國ノ領土ハ、國民大會ノ議決ヲ經ルニ非レハ變更スルヲ得ス

第五條、中華民國ノ各民族ハ、均シク中華國族ノ構成分子トシ、一律平等トス

第六條、中華民國ノ國旗ハ、紅地ニ左方上角部ニ青天白日ヲ示シタルモノトス
第七條、中華民國ノ國都ハ南京トス

第二章 人民ノ權利義務

第八條、中華民國ノ人民ハ法律上一律平等トス

第九條、人民ハ身體ノ自由ヲ有シ、法律ニ依ルニ非レハ、逮捕、拘禁、審問或ハ處罰スルコトヲ得ス。人民ガ犯罪ノ嫌疑ニ因リ、逮捕、拘禁セラレタル時ハ、其執行機關ハ直チニ逮捕、拘禁ノ原因ヲ本人及ヒ其親屬ニ告知シ、且遅クモ二十四時間以内ニ管轄法院ニ移送シテ、審問スルヲ要ス。本人又ハ他人ニ於テモ、該法院ニ對シ、二十四時間内ニ執行機關ニ向ヒ提審スヘキコトヲ申請スルヲ得

法院ハ前項ノ申請ヲ拒絕スルコトヲ得ス。執行機關モ亦法院ノ提審ニ對シ拒絕スルコトヲ得ス

第十條、人民ハ現役軍人ヲ除ク外、軍事裁判ヲ受クルコトナシ

第十一條、人民ハ居住ノ自由ヲ有ス。其居住ノ場所ハ法律ニ依ルニ非レハ、侵入搜索或ハ封鎖スルヲ得ス

第十二條、人民ハ移轉ノ自由ヲ有シ、法律ニ依ルニ非レハ之ヲ制限スルコトヲ得ス

第十三條、人民ハ言論、著作、出版ノ自由ヲ有シ、法律ニ依ルニ非レハ之ヲ制限スルコトヲ得ス

第十四條、人民ハ秘密通信ノ自由ヲ有シ、法律ニ依ルニ非レハ之ヲ制限スルコトヲ得ス

第十五條、人民ハ宗教信仰ノ自由ヲ有シ、法律ニ依ルニ非レハ之ヲ制限スルコトヲ得ス

第十六條、人民ハ集會、結社ノ自由ヲ有シ、法律ニ依ルニ非レハ之ヲ制限スルコトヲ得ス

第十七條、人民ノ財産ハ、法律ニ依ルニ非レハ徵用、徵收、封査又ハ沒收スルコトヲ得ス

第十八條、人民ハ法律ニ依リ請願、祈願及ヒ訴訟ノ權ヲ有ス

第十九條、人民ハ法律ニ依リ選舉、罷免、創制及び複決ノ權ヲ有ス

第二十條、人民ハ法律ニ依リ考試ニ應スルノ權ヲ有ス

第二十一條、人民ハ法律ニ依リ納稅ノ義務ヲ負フ

第二十二條、人民ハ法律ニ依リ服役及ヒ工役ノ義務ヲ負フ

第二十三條、人民ハ法律ニ依リ公務ニ服スルノ義務ヲ負フ

第二十四條、凡ソ人民ノ自由及ヒ權利ニシテ、社會ノ秩序、公共ノ利益ヲ妨害セサルモノハ、均シク憲法ノ保障ヲ受ケ、法律ニ依ルニ非レハ之ヲ制限スルヲ得ス

第二十五條、凡ソ人民ノ自由或ハ權利ヲ制限スル法律ハ、國家ノ安全ヲ保障シ、緊急ノ危難ヲ避免シ、社會ノ秩序ヲ維持シ或ハ公共ノ利益ヲ増進スルニ必要ナルモノニ限ル

第二十六條、凡ソ公務員違法ニ、人民ノ自由或ハ權利ヲ侵害シタルトキハ、法律ニ依リ懲戒スル外、刑事及ヒ民事ノ責任ヲ負フヘシ、又害ヲ被リタル人民ハ、其受ケタル損害ニ就キ、法律ニ依リ國家ニ對シテ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第三章 國民大會

第二十七條、國民大會ハ左ノ國民代表ヲ以テ之ヲ組織ス

- 一、每縣、市及ヒ之ト同等ノ區域ハ、各代表一名ヲ選出ス。但其人口三十萬ヲ超ユルモノハ、五十萬人ヲ増加スル毎ニ代表一名ヲ増選ス。縣、市ト同等ノ區域ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 二、蒙古、西藏ノ選出スル代表員數ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 三、國外居住ノ國民ノ選出スル代表員數ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條、國民代表ノ選舉ハ、普通平等、直接無記名投票ノ方法ヲ以テ之ヲ行フ

第二十九條、中華民國國民ニシテ、滿二十歳ニ達シタル者ハ、法律ニ依リ代表ヲ選舉スル權ヲ有ス。滿二十

五歳ニ達シタル者ハ、法律ニ依リ代表ノ被選舉權ヲ有ス

第三十條、國民代表ノ任期ハ六年トス。國民代表ニシテ違法或ハ失職ノトキハ、原選舉區ハ法律ニ依リ之ヲ罷免ス

第三十一條、國民大會ハ三年毎ニ一回總統ニヨリ召集ス。會期ハ一箇月トス、必要ノ場合ハ更ニ一箇月延長スルコトヲ得

國民大會ノ開會ハ中央政府ノ所在地トス

第三十二條、國民大會ノ職權左ノ如シ

- 一、總統、副總統、立法院院長、副院長、監察院院長、副院長、立法委員、監察委員ノ選舉
- 二、總統、副總統、立法、司法、考試、監察各院院長、副院長、立法委員、監察委員ノ罷免
- 三、法律ノ創制
- 四、法律ノ複決
- 五、憲法ノ修改
- 六、其他ノ憲法ノ賦與スル職權

第三十三條、國民代表ハ會議ノ際、爲シタル言論及び表決ニ就キ、外部ニ對シテ責任ヲ負フコトナシ

第三十四條、國民代表ハ現行犯ヲ除ク外、會期中ニ於テ、國民大會ノ許可ヲ經ルニ非レハ、逮捕或ハ拘禁スルコトヲ得ス

第三十五條、國民大會ノ組織、國民代表ノ選舉罷免及ヒ國民大會カ職權ヲ行使スルノ程序ハ、法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 中央政府

第一節 總統

第三十六條、總統ハ國家ノ元首ニシテ、外ニ對シテ中華民國ヲ代表ス

第三十七條、總統ハ全國陸海空軍ヲ統率ス

第三十八條、總統カ法ニ依リ法律ヲ公布シ命令ヲ發スルニハ關係院長ノ副署ヲ經ルヲ要ス

第三十九條、總統ハ法ニ依リ宣戰媾和及ヒ條約締結ノ權ヲ行使ス

第四十條、總統ハ法ニ依リ戒嚴、解嚴ヲ宣布スル權ヲ行使ス

第四十一條、總統ハ法ニ依リ大赦、特赦、減刑、復權ノ權ヲ行使ス

第四十二條、總統ハ法ニ依リ文武官員ヲ任免ス

第四十三條、總統ハ法ニ依リ榮典ヲ授與ス

第四十四條、國家ニ緊急事變アリ、或ハ國家經濟上重大變事アル場合、急速ノ處分ヲ要スル時ハ、總統ハ行政會議ノ議決ヲ經テ、緊急命令ヲ發布シ、必要ノ處置ヲナスコトヲ得。但命令ヲ發布シタル後

三箇月以内ニ立法院ニ提交シ、追認ヲ得ルヲ要ス

第四十五條、總統ハ五院院長ヲ召集シ、二院以上ノ事項及ヒ總統諮詢事項ニ關シ會商スルコトヲ得

第四十六條、總統ハ國民大會ニ對シテ其責任ヲ負フ

第四十七條、中華民國々民ニシテ滿四十歳ニ達シタル者ハ、總統又ハ副總統ノ被選舉ヲ有ス

第四十八條、總統、副總統ノ選舉ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九條、總統、副總統ノ任期ハ均シク六箇年トシ、再選ニヨリ一期重任スルコトヲ得

第五十條、總統就職宣誓書ハ左ノ通りトス。『余ハ正心誠意國民ニ向ツテ宣誓ス。余ハ必ス憲法ヲ遵守

シ、職務ニ盡忠シ、人民ノ福利ヲ増進シ、國家ヲ保衛シ、國民ノ附託ニ背クコト無カラシ、モ

シ宣誓ニ違ハンカ、願クハ國法嚴厲ノ制裁ヲ受ケン、謹ンテ宣誓フ』

第五十一條、總統位ヲ缺ク時ハ、副總統ニヨリ其任ヲ繼ク、總統事故ニ因リ事ヲ視ルコト能ハサル時ハ、副

總統ニヨリ其職權ヲ代行ス。總統、副總統共ニ事ヲ視ルコト能ハサル時ハ、行政院院長ニヨリ

總統ノ職權ヲ代行ス

第五十二條、總統ハ任期滿了ノ日解職ス。モシ期ニ至リ次期總統尙未タ選出セラレス或ハ選出後總統、副

總統共ニ未タ就職セサル時ハ、行政院院長ニヨリ總統ノ職權ヲ代行ス

第五十三條、行政院院長カ總統ノ職權ヲ代行スルモ、其期間ハ六箇月ヲ超ユルコトヲ得ス

第五十四條、總統ハ内亂又ハ外患ノ罪ヲ犯シタル場合ヲ除ク外、罷免又ハ解職ノ後ニ非レハ、刑事上ノ訴

追ヲ受クルコトナシ

第二節 行政院

第五十五條、行政院ハ中央政府ノ行政權ヲ行使スル最高ノ機關トス

第五十六條、行政院ニ院長、副院長各一名、政務委員若干名ヲ置キ、總統之ヲ任免ス。

前項ノ政務委員ニシテ部會ヲ管掌セザル者ハ、其人數ハ第五十八條第一項ニ定ムル部會ヲ管掌

スル者ノ半數ヲ超過スルコトヲ得ス

第五十七條、行政院ニ各部委員會ヲ置キ、行政院ノ行政上ノ職權ヲ分掌セシム

第五十八條、行政院各部ノ部長、各委員會ノ委員長ハ政務委員中ヨリ總統之ヲ任命ス行政院院長、副院長ハ前項ノ部長或ハ委員長ヲ兼任スルコトヲ得

第五十九條、行政院院長、副院長、政務委員、各課部長及ビ各委員會委員長ハ、各自總統ニ對シテ其責任ヲ負フ

第六十條、行政院ニ行政會議ヲ置ク、行政院院長、副院長及ビ政務委員ヲ以テ之ヲ組織シ、行政院院長ヲ以テ其主席ト爲ス

第六十一條、左ノ事項ハ行政會議ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

- 一、立法院ニ提出スル法律案及ビ豫算案
 - 二、立法院ニ提出スル戒嚴案及ビ大赦案
 - 三、立法院ニ提出スル宣戰案、媾和案、條約案及ビ其他重要ナル國際事項ニ關スル議案
 - 四、各部各委員會間ノ共同關係アル事項
 - 五、總統或ハ行政院院長ノ附議スル事項
 - 六、行政院副院長、各政務委員、各部各委員會ノ提議スル事項
- 第六十二條、行政院ノ組織ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三節 立法院

第六十三條、立法院ハ中央政府ノ立法權ヲ行使スル最高ノ機關ニシテ國民大會ニ對シテ其責任ヲ負フ

第六十四條、立法院ハ法律案、豫算案、戒嚴案、大赦案、宣戰案、媾和案、條約案、及ビ其他重要國際事項ニ關シ、議決スルノ權ヲ有ス

第六十五條、立法院ハ立法事項ニ關シテ、各院、各部、各委員會ニ對シ、諮詢スルコトヲ得

第六十六條、立法院ニ院長、副院長各一名ヲ置ク、任期ハ三箇年トシ、再選重任スルコトヲ得

第六十七條、立法委員ハ各省、蒙古、西藏及ビ國外ニ僑居スル國民ノ選出スル國民代表ヨリ豫選シ、左ノ員數ニ從ヒ、各候補者名簿ヲ提出シ、國民大會ニ於テ選舉ス。其人選ハ國民代表ヲ以テ限リトス

- 一、各省人口ニシテ五百萬未滿ノモノハ每省四名、五百萬以上一千萬未滿ノモノハ每省六名、一千萬以上一千五百萬未滿ノモノハ每省八名、一千五百萬以上二千萬未滿ノモノハ每省十名、二千萬以上二千五百萬未滿ノモノハ每省十二名、二千五百萬以上三千萬未滿ノモノハ每省十四名、三千萬以上ハ每省十六名

二、蒙古、西藏ハ各八名

三、國外ニ僑居スル國民ハ八名

第六十八條、立法委員ノ任期ハ三箇年トシ、再選重任スルコトヲ得

第六十九條、行政、司法、考試、監察ノ各院ハ、其主管事項ニ關シ、立法院ニ對シテ議案ヲ提出スルコトヲ

得

第七十條、總統ハ立法院ノ議決案ニ對シテ、公布或ハ執行前ニ於テ復議ヲ提出スルコトヲ得。立法院ガ前項ノ復議ニ提出セル案ニ對シテ、出席委員三分ノ二以上ノ決議ヲ經テ原案ヲ維持シタルトキ、總統ハ即時之ヲ公布シ或ハ執行スルコトヲ要ス、但法律案及ビ條約案ハ、國民大會ニ提出シテ之ヲ復決スルコトヲ得

第七十一條、立法院ガ公布ヲ申請セル議決案ニ對シテハ、總統ハ該案受理後三十日以内ニ公布スルヲ要ス

第七十二條、立法委員ハ院内ノ言論及ビ表決ニ際シ、外部ニ對シテ其責任ヲ負フコトナシ

第七十三條、立法委員ハ現行犯ヲ除ク外、立法院ノ許可ヲ經ルニ非レバ逮捕又ハ拘禁スルコトヲ得ス

第七十四條、立法委員ハ他ニ公職ヲ兼任シ、或ハ業務ヲ執行スルヲ得ス

第七十五條、立法委員ノ選舉及ビ立法院ノ組織ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四節 司法院

第七十六條、司法院ハ中央政府ノ司法權ヲ行使スル最高機關ニシテ、民事、刑事、行政訴訟ノ審判及ビ司法行政ヲ掌理ス

第七十七條、司法院ニ院長、副院長各一名ヲ置キ、任期三箇年トシ、總統之ヲ任命ス。司法院院長ハ國民大會ニ對シ其責任ヲ負フ

第七十八條、特赦、減刑、復權ニ關スル事項ハ、司法院院長ヨリ、法律ニ從ヒ、總統ニ申請シテ之ヲ行フ

第七十九條、司法院ハ法律命令ノ解釋ヲ統一スル權限ヲ有ス

第八十條、法官ハ法律ニ依リ獨立シテ審判ス

第八十一條、法官ハ刑罰又ハ懲戒處分或ハ禁治産ノ宣告ヲ受クルニ非レバ、免職スルヲ得ズ。

法律ニ依ルニ非レバ停職、轉任又ハ減俸スルヲ得ス

第八十二條、司法院ノ組織及ビ各級法院ノ組織ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五節 考試院

第八十三條、考試院ハ中央政府ノ考試權ヲ行使スル最高機關ニシテ、考選銓敘ヲ掌理ス

第八十四條、考試院ニ院長、副院長各一名ヲ置キ、任期ヲ三箇年トシ。總統之ヲ任命ス。考試院院長ハ國民大會ニ對シ、其ノ責任ヲ負フ

第八十五條、左掲ノ資格ハ、考試院ニ於テ法ニ從ヒ考選、銓衡決定スルヲ要ス

一、公務人員ノ任用資格

二、公職候補者ノ資格

三、専門職業及ビ技術員ノ就業資格

第八十六條、考試院ノ組織ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六節 監察院

第八十七條、監察院ハ中央政府ノ監察權ヲ行使スル最高機關ニシテ、彈劾、懲戒、審計等ヲ掌理シ、國民大會ニ對シテ其責任ヲ負フ

第八十八條、監察院ハ監察權ヲ行使スルタメ、法ニ依リ、各院、各部、各委員會ニ向ツテ諮問案ヲ提出スルコトヲ得

第八十九條、監察院ニ院長、副院長各一名ヲ置キ、任期ヲ三箇年トシ、再選重任スルコトヲ得

第九十條、監察委員ハ各省、蒙古、西藏及ビ國外ニ僑居國民ノ選出スル國民代表ニヨリ各二名ヲ豫選シ、國民大會ニ申請シテ之ヲ選舉ス。其人選ハ國民代表ノミヲ以テ行ハザルモノトス

第九十一條、監督委員ノ任期ハ三箇年トシ、再選重任スルコトヲ得

第九十二條、監察院ハ中央及ビ地方公務員ガ、違法或ハ失職セルトキハ、監察委員一名以上ノ提議ニヨリ、五名以上ノ審査決定ヲ經テ彈劾案ヲ提出ス。但總統、副總統、及ビ行政、立法、司法、考試、監察各院院長、副院長ニ對スル彈劾案ハ、監察委員十名以上ノ提議ニヨリ、監察委員總數二分ノ一以上ノ審査決定ヲ經テ、之ヲ提出スルコトヲ得

第九十三條、總統、副總統、行政、立法、司法、考試、監察各院院長、副院長ニ對スル彈劾案ハ、前條ノ規定ニヨリ成立シタル後、國民大會ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス。國民大會開會ノ期間ニ在ツテ

ハ、國民代表ニ請求シテ、臨時國民大會ヲ召集シ、罷免可否ノ決議ヲナスコトヲ要ス
第九十四條、監察委員ハ院內ノ言論及ビ表決ニ對シテハ、外部ヘノ責任ヲ負ハス
第九十五條、監察委員ハ現行犯ヲ除ク外、監察院ノ許可ヲ經ルニ非レバ、逮捕又ハ拘禁スルヲ得ス
第九十六條、監察委員ハ他ノ公職ヲ兼任シ又ハ業務ヲ執行スルヲ得ス
第九十七條、監察委員ノ選舉及ビ監察院ノ組織ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 地方制度

第一節 省

第九十八條、省ハ省政府ヲ設ケ、中央ノ法令ヲ執行シ且地方自治ヲ監督ス

第九十九條、省政府ニ省長一名ヲ置キ。任期ヲ三箇年トシ、中央政府ヨリ之ヲ任免ス

第一百條、省ニ省參議會ヲ設ケ、參議會ノ員數ハ每縣、市一名トシ、各縣、市議會ヨリ之ヲ選舉ス。任期ヲ三箇年トシ、連選連任スルコトヲ得

第一百一條、省政府ノ組織、省參議會ノ組織、職權及ビ省參議員ノ選舉、罷免ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第一百二條、未ダ省ヲ設ケザル區域ニ於テハ、其政治制度ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二節 縣

第百三條、縣ハ地方自治ノ單位トス

第百四條、凡ソ事務ニシテ地ニ因リ宜シキヲ制スル性質ノモノハ、劃シテ地方自治事項トナス。地方自治事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第百五條、縣民ハ縣ノ自治事項ニ關シ、法律ニヨリ創制、複決ノ權ヲ行使シ、縣長其他ノ縣自治人員ニ對シ法律ニ依リ選舉及ビ罷免權ヲ行使ス

第百六條、縣ニ議會ヲ設ケ、議員ハ縣民大會ヨリ之ヲ選舉シ、任期ヲ三箇年トシ、連選連任スルコトヲ得

第百七條、縣ノ單行規則ニシテ、中央ノ法律又ハ省ノ規則ト牴觸スルモノハ無効トス

第百八條、縣ニ縣政府ヲ設ケ、縣長一名ヲ置キ、縣民大會ヨリ之ヲ選舉ス。任期ヲ三箇年トシ、連選連任スルコトヲ得。縣長ノ候補者ハ中央ノ考試又ハ銓衡ニ合格シタル者ニ限ル

第百九條、縣長ハ縣自治ヲ辦理シ、且省長ノ指揮ヲ受ケテ、中央及ビ省ノ委員事項ヲ執行ス

第百十條、縣議會ノ組織、職權、縣議員ノ選舉、罷免、縣政府ノ組織及ビ縣長ノ選舉、罷免ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三節 市

第百十一條、市ノ自治ハ本節ノ規定ヲ除ク外、縣ニ關スル規定ヲ準用ス

第百十二條、市ニ市議員ヲ設ケ、議員ハ市民大會ヨリ之ヲ選舉シ、毎年三分ノ一ヲ改選ス

第百十三條、市ニ市政府ヲ設ケ、市長一名ヲ置キ、市民大會ヨリ之ヲ選舉ス。任期ハ三箇年トシ、連選連任スルコトヲ得。市長候補者ハ中央ノ考試又ハ銓衡ニ合格シタル者ニ限ル

第百十四條、市長ハ市自治ヲ辦理シ、又監督機關ノ指揮ヲ受ケ、中央又ハ省ノ委任事項ヲ執行ス

第百十五條、市議會ノ組織、職權、市議員ノ選舉、罷免、市政府ノ組織及ビ市長ノ選舉、罷免ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 國民經濟

第百十六條、中華民國ノ經濟制度ハ、民生主義ヲ以テ基礎トナシ、以テ國民生活ノ均足ヲ謀ルコトヲ要ス

第百十七條、中華民國領域内ノ土地ハ、國民全體ニ屬ス。其人民ハ法律ニヨリ所有權ヲ取得スルトキハ、其

所有權ハ法律ノ保障及ビ制限ヲ受ク、國家ハ人民ノ所有權ヲ取得シタル土地ニ對シ、土地所有權者ノ申告又ハ政府ノ評定セル地價ニ照シ、法律ニ依リ、之ニ徵稅シ或ハ徵收スルコトヲ得、土地所有權者ハ其所有スル土地ニ對シ充分使用スルノ義務ヲ負フ

第百十八條、土地ニ附着セル礦物及ビ經濟上公衆ノ利用ニ供スベキ天然力ハ、國家ノ所有ニ屬シ、人民ノ取得スル土地所有權ニ因ツテ影響ヲ受クルコトナシ

第百十九條、土地ノ價格ニシテ勞力、資本ヲ施シタルニ因ツテ増加セルニ非ザルモノハ、地價増加稅徵收ノ方法ヲ以テ、人民公共ノ享受ニ歸スルコトヲ要ス

第二百十條、國家ハ土地ノ分配整理ニ對シ、自作農及ビ自ラ土地ヲ使用スル者ヲ扶植スルヲ以テ原則トス
第二百十一條、國家ハ私人ノ財富及ビ私營事業ニ對シ、國民生活ノ均衡發展ニ妨害アリト認ムルトキハ、法律ニ依リ、之ヲ節制スルコトヲ得

第二百十二條、國家ハ國民ノ生産事業及ビ對外貿易ニ對シ、之ヲ獎勵、指導、保護スルコトヲ要ス
第二百十三條、公用事業及ビ其他獨占性ヲ有スル企業ハ、國家ノ公營ヲ以テ原則トス。但必要ニ應ジ、之ヲ國民ノ私營ニ特許スルコトヲ得。

國家ハ前項ノ特許私營事業ニ對シ、國防上緊急ノ需要ニヨリ、臨時之ヲ管理スルコトヲ得。
又法律ニヨリ公營ニ收ムルコトヲ得。但適當ノ補償ヲ與フルコトヲ要ス

第二百十四條、國家ハ勞働者ノ生活ヲ改良シ、其生産技能ヲ増進シ、勞働者ノ失業ヲ救済スル爲、勞働者保護政策ヲ實施スルコトヲ要ス。婦女、兒童ニシテ勞働ニ從事スル者ハ、其年齢及ビ身體ノ狀態ニヨリ特別ノ保護ヲ施スコトヲ要ス

第二百十五條、勞資協調互助ノ原則ニ基キ、生産事業ヲ發展セシムルコトヲ要ス。

第二百十六條、國家ハ農業ノ發展、農民ノ福利ヲ謀ル爲、農村經濟ヲ充裕シ、農村生活ヲ改善シ、科學的方
法ヲ以テ農民ノ耕作能率ヲ増進スルコトヲ要ス。國家ハ農産品ノ種類、數量、分配等ニ對シ、之ヲ調節スルコトヲ得

第二百十七條、人民ガ兵役、工役、公務等ニ服シタルニ因リ廢殘者トナリ或ハ死亡シタルトキハ、國家ハ適

當ノ救済又ハ撫恤ヲ與フルコトヲ要ス

第二百十八條、老弱、廢殘ノタメ生活スル能力ナキ者ハ、國家ハ適當ノ救済ヲ與フルコトヲ要ス

第二百十九條、左記ノ金錢關係事項ハ、中央ニ於テハ立法院ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス。其法律ニ依リ、省、區、縣、市ノ單行規定ヲ以テ之ヲ爲スモノハ、各當該法定機關ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

- 一、稅賦、捐費、罰金其他強制的性質ヲ有スル收入ノ設定及ビ其徵收率ノ變更
 - 二、公債ヲ募集シ、公有財産ヲ處分シ、又ハ公庫ノ負擔ヲ増加スベキ契約ヲ締結スルコト
 - 三、專賣事業、獨占事業ヲ公營シ、其他營利的性質アル事業ノ設定又ハ取消
 - 四、專賣、獨占其他ノ特權授與又ハ取消
- 省、區、縣、市政府ハ、法律ノ特許ヲ經ルニ非ザレバ、外債ヲ募集シ、又ハ直接外資ヲ利用スルコトヲ得ス

第三百十條、中華民國ノ領域内ニ於テ一切ノ貨物ハ自由流通ヲ許スコトヲ要シ、法律ニ依ルニ非ズシテ禁阻スルコトヲ得ズ。關稅ハ中央ノ稅收トス。貨物ノ國境ヲ出入スル時之ヲ徵收スルコトヲ要シ但一回ヲ限リトス。各級政府ハ國內ニ於テ貨物通過稅ヲ徵收スルコトヲ得ス。貨物ニ對スル一切ノ稅捐ノ其徵收權ハ中央政府ニ屬シ、法律ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ス

第七章 教育

第三百三十一條、中華民國ノ教育宗旨ハ、民族精神ヲ發揚シ、國民道德ヲ培養シ、自治能力ヲ訓練シ、生活知能ヲ増進シ、以テ健全ナル國民ヲ造成スルニ在リ

第三百三十二條、中華民國人民ノ教育ヲ受クルノ機會ハ一律平等トス

第三百三十三條、全國公私立ノ教育機關ハ、一律ニ國家ノ監督ヲ受ケ、國家所定ノ教育政策ヲ推進スルノ義務ヲ負フ

第三百三十四條、六歳ヨリ十二歳ニ至ル學齡兒童ハ一律ニ基本教育ヲ受ケ、學費ハ免除ス

第三百三十五條、既ニ學齡ヲ超ヘテ未ダ基本教育ヲ受ケザル人民ハ一律ニ補習教育ヲ受ケ、學費ハ免除ス

第三百三十六條、國立大學及ビ國立專門學校ノ設立ハ、地區ノ需要ニ注意シ、各地區人民ノ高等教育ヲ享受スルノ機會均等ヲ維持シ、以テ全國文化ノ平衡發展ヲ促進スルコトヲ要ス

第三百三十七條、教育經費ノ最低限度ハ、中央ニ於テハ其豫算總額ノ百分ノ十五、省區縣市ニ於テハ其豫算總額ノ百分ノ三十トス。其法律ニ依リ獨立ノ教育基金ニ對シテハ保障ヲ與ヘ、貧弱ナル省區ノ教育經費ハ國庫ヨリ之ヲ補助ス

第三百三十八條、國家ハ左記ノ事業及ビ人民ニ對シテ獎勵又ハ補助ヲ與フ

- 一、國內私人ノ經營スル教育事業ニシテ成績優良ナルモノ
- 二、國外ニ僑居スル國民ノ教育事業
- 三、學術、技術ヲ發明セル者

- 四、教育ニ従事シ、成績優良ニシテ其職ニ久シキ者
- 五、學生ノ學業品行俱ニ優良ナルモ昇學ノ餘力ナキ者

第八章 憲法ノ施行及ビ修正

第三百三十九條、憲法ノ稱スル法律ハ、立法院ヲ通過シ、總統ノ公布シタル法律ヲ謂フ

第三百四十條、法律ニシテ憲法ト牴觸スルモノハ無効トス。法律ト牴觸スルヤ否ヤハ監察院ヨリ當該法律ノ施行後六箇月以内ニ、司法院ニ解釋ヲ申請ス。其詳細ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三百四十一條、命令ニシテ憲法又ハ法律ニ牴觸スルモノハ無効トス

第三百四十二條、憲法ノ解釋ハ司法院之ヲ爲ス

第三百四十三條、地方自治ヲ完成スル省、區ガ、全國ニ未ダ半數以上ニ達セザル時ハ、立法委員及ビ監督委員ハ、左記規定ニ依リ之ヲ選舉任命ス

- 一、立法委員ハ、各省、蒙古、西藏及ビ外國ニ僑居スル國民ノ選出スル國民代表ヨリ、第六十七條所定ノ員數ニ照ラシ、各半數ヲ豫選シ、國民大會ニ申請シテ之ヲ選舉ス。其餘ノ半數ハ立法院院長ヨリ總統ニ申請シテ之ヲ任命ス
- 二、監察委員ハ各省、蒙古、西藏及ビ外國ニ僑居スル國民ノ選出スル國民代表ヨリ、第九十條所定ノ員數ニ照ラシ、各其半數ヲ豫選シ、國民大會ニ申請シテ之ヲ選舉ス。其餘ノ半

數ハ、監察院院長ヨリ總統ニ申請シテ之ヲ定ム。

第四百四十四條、地方自治ノ未ダ完成セザル縣ニ於テハ、其縣長ハ中央政府之ヲ任命ス

前項ノ規定ハ自治ノ未ダ完成セザル市ニ之ヲ準用ス

第四百四十五條、地方自治ヲ促成スル程序ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四百四十六條、第一期國民大會ノ職權ハ、憲法制定國民大會ニ於テ之ヲ行使ス

第四百四十七條、憲法ハ國民大會全體代表ノ四分ノ一以上ニヨリ提議シ、四分ノ三以上ノ出席ヲ得、出席代表

三分ノ二以上ノ決議ヲ得ルニ非レバ之ヲ修改スルヲ得ズ。憲法修改ノ申請ハ申請人ヨリ國民

大會一年前之ヲ公布スルコトヲ要ス

第四百四十八條、憲法ノ規定事項ニシテ、別ニ實施程序ヲ定ムル必要アルモノハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第八章 西安事變

第三十七節 西安事變の發生とその經過

張學良の率ゆる東北軍は、陝西駐在以後、共產黨の侵入により、下級幹部の多くは赤化し、民國二十五年後半に至り、張學良、楊虎城は、蔣介石の雜軍整理政策のため、いたく自己の地位に不安を感じ、また共產黨の德惠を受けて、反蔣を決意すると同時に、抗日救國のスローガンを掲げたが、しかも彼等は自己の力量の薄弱なるを考慮し、クーデターによる目的達成の方法を探ることとし、すなはち蔣介石に打電して、彼を西安に誘出し、蔣の面前に於て國事を談判しようとしたが、ことごとく蔣のために拒絶されたため、民國二十五年十二月三日、張學良は飛行機にて洛陽に赴き、蔣介石の西安行きを極力懇請した。それによつて蔣介石は、四日西安に到着、臨潼の華清池に宿泊、十一日夜、張學良と楊虎城とが、西安の文武官員と蔣介石及びその重要隨行員を招待、主客共に歡を盡して散會した。ところが、十二日朝五時に至り、張學良の指揮によつて、第百五師の劉臺荃部隊及び白鳳翔騎兵師團が、臨潼に入り、蔣介石の行營を包圍し、忽ち銃聲起り、人の喚き聲も亦沸騰した。蔣介石は事の起れるを知るや、二人の衛士に守られて山麓に走つたが、この時の殉難の衛士は、錢大鈞、蔣孝先で、極力指揮抵抗したため、錢は負傷し、蔣孝先は死亡した。其他の者は或は武装を解除され、或は死亡し、蔣介石も亦城内

に居住することを強制された。

さうして西安に滞在してゐた邵元冲、蔣鼎文、朱紹良、陳誠、萬耀燧、衛立煌、陳繼承、陳調元、蔣作賓、邵力子、錢大鈞、張冲、蔣方震、曾擴情等の十餘名も亦同時に自由を奪はれ、中には殺傷された者もあつたが、蔣介石の隨行として罹難した者は、合計佐官五十一名、下士官以下九十七名で、邵元冲はこの事變のために斃れたものである。

そのうち國民政府は、軍事を發動したが、なほ政治的解決の餘地ありとなし、マクドナルドは、十四日、西安に飛んで、調停に努めた結果、十七日、蔣鼎文まづ自由の身となり、危険地西安より脱出、十八日、飛行機にて南京に歸つたが、その際、蔣介石より何應欽に宛た書簡を携行した。それによれば、

『尊敬する兄よ！、聞くところによれば、昨日空軍は、渭南にて爆撃を敢行した由なるが、即時停止を請ふ。昨今の情勢を観察するに、土曜日（十九日）以前に歸京するを得べく、故に土曜日以前は、決して衝突せざること、かつ爆撃を停止せられたし云々』と、

十二月十七日、中正拜

何應欽は蔣介石の手紙を受け取るや、前線の將士に對し、『十九日午後六時迄、爆撃を停止すべし』と、電命し、同時に、張學良に對し、『この際手を緩めて蔣介石を即時南京に歸らしむべし。然らざれば豫定の計劃により、徹底的に掃蕩すべし』と、通牒表示し、一方、國民政府經濟委員會兼中國銀行理事長宋子文は、蔣介石を救ふため、十七日午後、上海より南京に飛び、十九日、宋は個人の資格をもつて、その隨員と共に、飛行機にて西

安に急行したが、この日は大雪のため、洛陽に待機し、二十日朝八時再び西安に飛び、同十時到着、張學良等は皆飛行場に彼を出迎え、自動車にて市内に入り、蔣介石に面會したが、二十一日朝、飛行機は更に南京に飛んで、蔣夫人を迎へ、かくて二十二日宋と蔣夫人及びマクドナルド一行が西安に到着、ここに於て宋兄妹保證の下に、蔣介石が共產黨の要求を引き受け、張楊等がはじめて蔣を釋放し、南京に歸ることとなつたのである。

第一、蔣介石の張楊に對する訓話

蔣介石は、宋美齡、宋子文、張學良等と共に、二十五日、飛行機にて洛陽に至り、二十六日、南京に歸還した。事變後、蔣介石は、張楊等に對する一篇の訓話を發表した。

該訓話が、張楊を感動したため、南京に生還することが出来たものと言はれてゐる。その原文は次の如くである。

『今次の西安事變は、實に支那五千年の歴史の繼絶に關するもの、また中華民國存亡の關鍵であり、同時に漢民族の人格の高下を示す分岐點でもある。今日、汝等は既に國家の大局を重しとなし、余を南京に送還することを決心した以上、無理に余のサインと下命を要する必要を認めない。また何等特殊の要求を持たない。これはただにわが中華民國の危きを轉じて、安全の好機會となさしめた。のみならず、同時に、漢民族の人格と文化の高尙なる表現である。支那は昔より過ちを改むるのが、君子とされてゐるが、今次事變が、この結果を得たのは、實に汝等が過ちを改むるに勇敢であり、わが民族の前途のために無限の光

明を増進するに足るものである。汝等の人格と精神をもつて、能く余のこの度の誠に感應するのは、實に余の部下として愧ざるものである。汝等はかくも迅速に感應するとすれば、他の者は推して知る可きである。

汝等は過去において反動派の煽動を受け、余の人事に對して、不公平なりと誤認し、また革命に對して忠誠ならざるものと信じてゐるが如くであるが、現在余の一年以來の日記は、約六萬餘語、二箇月來の公私文書、電報及び原稿類は、四、五萬語をくだらず、この他、各種救國計劃及び内政、外交、軍事、財政、教育等各種政策と方案は、合計十餘萬語をくだらず、汝等既に皆承知の通りである。この十餘萬語の中で、汝等詳細に點検して、その中一言一句でも、國家に反して、利を圖るが如き語ありや、また一絲一毫なりとも、不誠實にして人を欺くものありや否や、余は學問を修め、兵を指揮して以來、部下と學生に對し、訓話するとき、二つの言葉を説く、汝等も亦必ず之を聽かれよ。この二つの言葉とは、即ち、

一、もし余に寸毫の私利私慾あり、國家と民家の心に反するところがあらば、如何なる人を問はず、余を國家の罪人と認め、如何なる人も余を殺して差支ない。

二、もし余の言行にして不誠不實、虚偽欺妄なところがあり、革命と主權のために圖らざるところあらば、如何なる部下を問はず、余を敵人と認め、何時たりとも余を殺して差支ない。

この二つの言葉は、余が平素部下に教へるところであるが、いま余の日記と文書等は、皆汝等の手の中にあり、その中から一字一句でも、革命の罪狀を認むることが出来るならば、余は現に西安にあり、汝等は

余の訓示の言葉通り、余を銃殺に處してよいのである。余は、いま益々自分が平素人に教へる言葉を、實踐躬行して、上下に對する區別なく、實行して毫も人に愧ざるものがあると思つてゐる。

されど今回の事變の責任は、當然汝等二人が負はねばならぬが、その原因を追究する時は、當然余も亦その責任を負はねばならぬ。余は平素一心國のために盡し、ただ誠忠を致して、教化命令の部下に貫徹せられんことを期して、個人の安全を重視しなかつたため、防衛至らず、起居簡單に失して疎忽なる點ありしたため、今回の如く反動派の煽動に乗り、禍ひを招いたものである。即ち天下の出來事は、皆その原因があるのであるが、今回の事變の原因は、余自己の不注意により惹起されたものであつて、遂に法を破り、紀律を亂し、はては中央をして迷惑せしめ、人民に不安を與へ、國家また損失を蒙るに至つたものである。

余は、自ら願て、黨國に對し、或は人民に對して、引責の罪を負はねばならない。何故なれば、國家には法律と、綱紀とのあるを知るべきである。汝等兩人は直接兵を指揮するの將士である。よつて當然其責任を負ふて、中央の裁決を仰がねばならぬが、諸君が中央反動派の宣傳に乗り、余の誠意も惡意と誤解して、今回の非常手段に出でたるものなることを知り、汝等も事變のはじめより、自分達のこの行動が、常軌を逸して、國家を亡し、禍ひを後世にのこすものと自認して、深く後悔の意を表してゐるやうである。それと共に、余は汝等に對して、惡意がないのみならず、寧ろ愛護を加へてゐることが、確實に判明した

そは全く反動派の宣傳に惑はされたことを悟つて、余を南京に送還することを、快諾したものと考へらるる。

余は平素部下の部隊に教ふるに、部下の不善は、上官の不善にかゝはり、部下を罰せんとせば、宜しくまづ上官を罰すべきことを強調したが、いま余は統帥の身にあり、教育よろしからざるため、遂に部下をして、かくの如き不法と、綱紀紊亂の舉動を惹起せしめたものであつて、余は當然まづ責を負ふて、中央に對し、引責し、裁きを受けねばならず、また汝等が悔悟した事實を、中央に具せねばならぬが、汝等の覺悟が、一日早ければ早いほど、事變の擴大を免るべく、中央の處置も従つて寛大なるべきである。汝等はよろしく部下に對し、今次事變は、全く反動派の煽動によるものであることを明かにし、かつ余の人爲りは國あるを知るの外、他の事には關せざるの態度たることを教へて、切實に慰安を與へ、彼等をして中央の處置の不當なるため、恐慌を來らしめぬやう、嚴に釋明して欲しいのである。余は平素人に教ふるに禮儀、廉恥、責任觀念、紀律の四件をもつてしてゐるが、上官が部下に對して、之を導くことが出來ないとすれば、當然責任を負ふべきで、そのため、今次の事變に就ては、余は上官の資格により責任を負ふ故、汝等はよろしく中央の命を聽き、裁きを受くべきで、かくすることによつて、汝等の部下は、恐慌を來たさずにするものと信ずる。

吾々は如何なる場合を問はず、須らく國家の存在は、一切の何物よりも重大なることを知り、國家を存

在せしめ、個人はそれより軽く評價すべきで、特に人格の保全は、民族の基礎なることを承知すべきである。故に吾々の生命は、たとへ犠牲にするも、國家の法律綱紀は、無視すべきでない。身體の束縛を受くも、精神の自由は絶対に束縛を受くる能はず、余の中央及び國家に對する責任は、余の生きとし、生くる限り、聊かなりとも、これを任せ或は放棄することを許さざるものである。汝等が屢次に互り、余にサインと下命を要求したが、余がはじめより終りまで、これを拒絶したのは、人格の重大を知り、生死の小なることを考慮したものである。余の言行は、たゞこれ、世に残さんとするのみならず、かつ事實をもつて、汝等に示さんとするもので、汝等をして、人格の大事なることが、一切の何ものよりも、重要なることを知らしめんとするもので、當事重ねて諸君に言つた如く、もし西安に於て、余が汝等の要求を容れてサインをなせば、國家は滅亡したるも同様で、蓋し余は中華民國四億の人民の人格を代表してゐるが、部下の威力に屈して難を怕れるとすれば、余の人格は地を掃つたと同様、中華民國の人格が、地を掃つたと同一である。個人と國家民族を問はず、もし人格を喪失したならば、たとへ生きてゐるとも、それは死せるに等しく、存在するとしても、必らずや亡ぶるものである。余は平素既に禮儀を辨へ、廉恥を知り、責任觀念、紀律の遵守の四語をもつて國民に宣告し、これをもつて唯一の救國の途としたる以上、當然犠牲を惜まず、人格を維持し、正氣を發揚すべきで、斷じて言行を異にして、わが部下と民衆をして、去就に迷はしめ、而して國家を滅亡に導くことが、あつてはならないのである。今次の事變により、汝等は確實なる一教訓を得るもので、汝等は須らく人格が一切の何物よりも高く、國家の利益が何物

よりも重大なることを知り、錯誤はよろしく承認し、過失は改むるに憚る可らず、責任を明かにし、この主旨を部下に徹底すべきである。

孫文總理が、かつて吾人に訓示せるところに、須らく民族の道徳を恢復し、民族の衰亡を挽回すべしとの言葉があるが、信義和平は、均しく民族にとり、必要な道徳であつて、余が十餘年來、力を致したるものは、全く團結の精神と、國家を統一して國を救ふためであり、殊に信義に重きを置くべきである。余が從來座右の銘として、自ら勵ますものに『言は必ず信なるべし。行は必ず果すべし。』の二語であるが、凡そ國家民族にとり、有利なるものに對しては、余は寸毫も私心を挟まず、かつこれを取入れざるはなく、又必ずこれを實行して來たのである。中央のここ數年來の政策方針も亦、和平統一もつて國力を培養し、人心を團結するにあり、苟しくも民族の力量を毀損する事柄は、これを避けて行はなかつたのであるが、今回の事變は、汝等が余を西安に引留めたため、戰爭を惹起するに至り、その綱紀を亂したる責任は、當然汝等が負ふべきで、現在汝等が既に悔悟の意を表してゐるとすれば、余はこれを中央に請ふて、寛大なる處置を取られるやう懇願し、さすれば中央としても、國の勞力を愛惜するため、適宜な方法を構せられるに相違なく、かくして國家の危機を免れることが、出来るのである。

之を要するに、現在に於ける國家の情勢と、余が救國の苦心は、汝等も既に明瞭となりしことと考へらるゝが、余は平生は、國家の存亡と革命の成敗をもつて前提とし決して個人の恩怨により事を左右するこ

となく、従つて生死利害得失に對しては、更にその心はないのである。余は總理孫文の、大仁慈の教訓を直接に受け、親愛、赤誠をもつて、處世の道とし、決して過分の追究をなさず。今回汝等が、早く悔悟の意を表した事は、國家の重大を心得てゐるもので、この際よろしく中央の命令に服従し、一切を中央に任せて身を處置し、危機に瀕せる國運を救ふことが出来れば、これ即ち世の所謂禍を轉じて、福となすの途である。』云々と、

第二、張學良の態度

張學良は、事變發生後、既に覺悟の肚を決め、國法を格遵し、二十六日午後二時、南京に到着後、蔣委員長に、一書を呈して、裁きを受くるため來京したものであるとの意を表した。その原文は次の如くである。

蔣介石委員長殿

御高覽被下度、學良は性來愚鈍粗野にして、遂に今回の犯罪を惹起し、不敬の罪重大なり。茲に閣下に拜謁すべく來京し、この上は甘んじて如何なる處罰にも服し、もつて綱紀を振肅せらるゝ様願上候。凡そ國家に有利なれば、學良は萬死を辭せず、閣下、願はくば、私情を顧慮するの要なく、御配慮被下度、學良は元來無學なるため、十二分にわが心情を盡す能はず、僅に心境の一端を披瀝して、閣下の御賢察を乞ひ奉りたく存じ候。敬具

張學良

第三、國民政府の張、楊討伐命令

事變發生後、張學良は、直ちに通電を發し、聯ソ容共、國民政府否認の八箇條の主張を提出し、かつ電文の中には蔣介石に對し、最後の諫告をなすべく、暫く西安に抑留するてふ文字を添加しあり、從つて國民政府は該報に接したる後、十二月十二日夜十一時半、常務委員會臨時會議並に中央政治委員會々議を開催して、處置辦法に關して討論を爲し、次の通りの事項を決議したのである。

決議

- イ、行政院は、副院長孔祥熙がその責を負ふ。
- ロ、軍事委員會常務委員は、五名乃至七名に改め、何應欽、程潛、李烈鈞、朱培德、唐生智、陳紹寬を常務委員に加ふ。
- ハ、軍事委員會々議は、副委員長馮玉祥がその責を負ふ。
- ニ、軍隊の指揮移動に關しては、軍事委員會常務委員軍政部長何應欽がその責を負ふ。
- ホ、張學良の不兼職を罷免し、軍事委員會の手により之を處置す。所轄部隊は、軍事委員會の直接指揮とし、また國民政府は、同日、張學良免職處罰の命令を公布した。

布告文

報道に據れば、張學良は、十二月十二日叛國の通電を發した。眞に痛恨に堪えざるなり。査するに、同人は、その職責を汚し、一切の事實は、目下中央に於て、善後策考究中なるが、外侮急を告ぐるの時、敢て統帥者を抑留し、妄りなる主張をなす。同人は身苟しくも剿匪の重責にあるも、かへつて匪等と結托し、身は軍人にしてその長官に背き、綱紀を亂すに至れり。故にその本兼職を罷免し、軍事委員會により、嚴重に處置すべし。而して所屬軍隊は、軍事委員會の直接指揮に歸することを茲に布告す。如上の如く、國民政府は、張學良、楊虎城等の本兼職を罷免して、軍事委員會に引渡し、嚴重處置することとせらるも、依然その効果を見ざるため、中央政治委員會在京委員は、十六日朝、第二次會議を開催して、次の決議をなした。

- イ、張學良の叛亂處置に關しては、何應欽を討逆總司令に任命、迅速に國軍を指揮して叛逆軍を掃蕩すべし。
- ロ、國民政府より即時討伐命令を下すべし。
- ハ、于右任委員を西北軍民の宣撫に任命すべし。

國民政府は、同日、討伐命令を宣告した。

命令文

A、張學良は、黨國に謀叛して、統帥を強奪せり。故に不兼職を罷免して、軍事委員會において、嚴重

處置することとしたるも、本人は猶いまだ悔悟服罪の色なく、かへつて所屬軍隊を西安に集中し、抵抗を企て、其謀叛を遂行せんとして、大局を擾害し居るが、全國の人民はこれがために、均しく憤激の極にあり、政府は綱紀を維持肅正するため、やむを得ずここに討伐の命令を發し、討逆總司令何應欽により、迅速に國軍を指揮して叛逆を掃蕩、廓清し、もつて國本を維持せんとす。茲に令す。

B、何應欽を討逆總司令に特派す。茲に令す。

國家は、討伐命令を下し、何應欽を討逆軍總司令に任命した後、何應欽は、十七日就任の通電を發し、同時に、劉峙、顧祝同を、討逆軍東西西路集團總司令に任命、劉、顧兩人は、同日その任務についた。一方、于右任は、西北軍民宣撫の命を受けるや、十七日午後、西上出發に際し、書面により、その談話を發表した。曰く、

政局を鞏固にするため、叛亂を鎮定し、領袖の安全自由を救ふは、刻下における舉國一致の決心と任務なり。

また于右任は、出發前、張學良にも通電を發した。曰く、

中央は余の入陝を下命したり。余は能ふる限り、戰禍の擴大を防ぐが、事態の如何は、一に貴殿の出發如何に在り。

と、國民政府の命令がくだるとともに、軍事行動は開始され、華縣、渭南、寧夏等には、軍事の動きを見るに至つたが、十九日に至つて、俄に之が停止されることとなつた。

第四、蔣介石の引責及びその辭職文書

蔣介石は、南京に歸り、直ちに自己に對する處分方を願ひ出で、軍事委員長及び行政院長の職を辭した。これがため、十二月二十九日、中央常務委員會を開會、議決の結果は、

イ、辭職に對しては、慰留することとし

ロ、引責處分方願ひ出の件に對しては、議決する必要なし。

といふ指令を發したが、翌三十日、蔣介石は國民政府に對し、行政院長及び軍事委員會委員長の職務の辭任も願ひ出たのである。之に對し、中央常務委員會は、更に慰留を議決し、一箇月間の休養休暇を與へた。然るに廿六年二月廿八日、蔣介石は再び辭職を願ひ出たが、中央常務委員會は、従前の如く慰留をなすところがあつた。この時、張學良も亦、浙江省奉化の蔣介石の原籍地に轉地休養した。

引責辭職願書

謹んで呈す。中正は、黨國の命を受け、軍務及び行政の政務を兼ね、今回西北に軍事を視察したる處、圖らずも十二月十二日、突如西安の變起り、上、中央を煩し、下、國民に迷惑を相掛け、綱紀危く、爲に崩れんとし、世を擧げて驚愕措く能はざるものありしが、幸に中央の處置よろしきを得、威信を保ち、事變は速に終熄を見たり。然れども綱紀と統制は、これがために、損亂せるところ甚大にし

て、殊に中央軍民の憂苦甚しきものあり。中正は、身統領の地位にあり、人を教ふる責にありながら、誠忠至らず、教育の徹底を缺きたるため、かくの如き、綱紀破壊の舉動を惹起したるものとして、影響する所、危く國本を覆へさんとし、その根本の原因を考究するに、統制不行届きの責免れ難く、かつ惟ふに、國家の存在は、綱紀の嚴存を第一として、賞罰及び責任を明かにすべきもの、今次事變は、突發的なるも、中正は、これを未然に防止する能はず、これを阻止克服し得ず、部下をして不義の行爲に出でしめたる責任は、中央委員の一人として、眞先きに罪を負ふべき者にして、斷じてその咎より免かる可らず、冀くは中央が中正の責任を問ひ、嚴重なる處分をなされんことを願ひ奉る次第なり、中正は年來の疲勞のため、職責を誤るところ甚多く、長くその職に踏みとどまるべきに非らずと思考し、今次の事變により、一層その感を深くし、中正は國家最高地位に居るをいさぎよしとせず、速に行政院々長及び軍事委員會委員長の本兼職を免ぜられんことを希ふものなり。而して賢名有能の士を派してその後任を繼ぎ、國家の法律綱紀の森嚴を顯彰すべきなり。中正ここに罪の裁きを仰がんとし、赤誠もつて懇請し奉る。幸に御聽許あらんことを、期待してやまざるところなり。

中國國民黨中央執行委員、行政院院長兼軍事委員會委員長 蔣中正

再び辭職を懇請するの書

謹みて呈す。中正は、昨日、西安事變に際し、身上官として、當然重罰を受け、本兼職を免じ、もつて國家の法律綱紀の嚴重なるを示さるべく懇請したるに、未だ許可なく、かへつて優渥なる慰留を蒙りたり。これを聞くにつけ、恐縮に堪えず、爲に寢食安らかならざるなり。

願るに、綱紀は國家の生命にして、民心は信義に繋り、中正は、從來軍民に教ふるに、その意義の徹底を期し居りしが、今既に重大事變を惹起したれば、當然責を負ひ、名位より退き、もつて靜かに罰を待つべきなり。かつ中正は、黨國に身を捧げてより、鞠躬盡瘁したるため、精力漸く衰へ、心身共に疲勞し、この上更に永く現職に踏み止まることは、徒らに國家に不利を與へるのみ、わが中央としても、必ずや之を御賢察くだされ、何分の御許しあるものと思料仕り、ここに再び赤誠を盡して、前回通り、行政院々長並に軍事委員會委員長の本兼職を免じ、かつ嚴重なる處分を仰ぎたく、何卒特別の御詮議をもつて、御許容を乞ふ次第なり。

國民政府行政院院長兼軍事委員會委員長 蔣中正

中國國民黨中央執行委員會御中

辭職を呈請するの書

謹みて呈す。ひそかに願るに、去年の西安事變以來、中正は、上、綱紀を亂したることを痛恨し、下、神明に申譯なきを悟り、加ふるに、身心の疲勞激化して、最早その職に堪えず、再三中央に對し、

本兼職の辭任を懇願したるが、未だ許可なく、かへつて慰留を辱らし、かつ休暇を賜はり、休養を命ぜられたるは、感激に堪えざるなり。

中正、休養して沈思すること早や五旬、中央の處置よろしきを得て、事變を鎮定したりと雖も、その人心を震撼したるところ頗る大なるものあり。その根本原因を究むるに、事變は、中正の統率と行届ざる失策のために惹起せるものにして、もし然らずとせば、多年教育訓練したる部下の軍隊が、敢てかくの如き舉動に出づる筈なく、中正は深く其責任を感じる次第なり。事既に中央の特赦に浴せるも、郷省後も、常に心に疚しきところあるを痛感して悶々去り難く、黨國に於て許せるも、個人に於て呵責の念を深くするものあり。

時恰も中央全體會議に當り、重ねて衷心より赤誠を披瀝して、中央常務委員會副主席、中央政治委員會副主席、行政院院長、軍事委員會委員長の本兼職を辭退致したく、黨國の綱記肅正のために、特別なる御詮議をもつて御許可賜りなば、中正の喜び之に過ぎざるものなく、謹みてこの書を奉呈する次第なり。

三月十八日

蔣中正

中國國民黨第五屆中央執行委員第三次全體會議御中

第五、國民政府の張學良等に対する懲罰

一、蔣介石の懇請書

蔣介石は、張學良が自ら南京に來り、裁きを受けんとする態度に對して、特に中央執行委員會及び國民政府に懇願の書を提出した。その原文は、左の通りである。

今次の西安事變は、全く中正が統率周到ならざるために起りし過ちにして、事既に、政府に對し、本兼職の罷免並に嚴重處分方を申出で、もつて責任の所在を明かにしたるが、査するに、西北剿匪副司令張學良は、總司令代理の職務上、同管轄區内に於て、かくの如き重大事件を惹起したるに依り、國法上、軍紀上の罪は、到底免れ得ず、故に同人も自首服罪のため、自ら來京したり。中正はその直屬上官として、彼は着京後直ちに一書を具し、不敬の犯罪を認め、如何なる刑罰をも、甘じて服する決心を陳べられたり。

中正伏して省みるに、同人は軍の統率よろしきを得ずと雖も、既に自己の犯罪を認めたるは、わが中央の法紀の嚴明を示すもの、かつ同人は、國法を尊重して、自首悔悟の意を表示したる以上、須らく同人の來書を中央に提示して、情狀を斟酌し、寛大なる處置を仰ぎたく、而して彼をして更正せしむべきものと愚考いたし、何分の御配慮賜りたく、ここに謹みて呈す（尙來書原文一件を添付す）

國民政府軍事委員會委員長 蔣中正

中國國民黨中央執行委員會、國民政府林主席殿

かくて該事件は、中央常務委員會より中央政治委員會の討論に移され、廿九日、中央政治委員會によつて、左の如く決議された。(中央執行委員會より、軍事委員會に移牒された、蔣中正委員長の願書に、張學良は自首服罪のため、來京せるものなれば、速に裁決を請ふ旨を附記してあつた。)

決議

軍事委員會に引渡し、法の定めたるところにより處理すべし。

國民政府も亦、願書を受理せるのち、同日、次の如く命令を發した。曰く、

『今次の西安事變は、綱紀を破壊し、全國に衝動を與へたるは、痛惜に堪えざる所なり。而して當時の首謀者は、既に一切を明白にして、改悛悔悟の意を表し、殊に張學良は、自ら軍事委員會委員長に自首して、制裁を仰ぐべく來京したり。彼は自己の非を悟り、地方も亦安靜にして、累を人民に貽せざりしに鑑み、即日軍事行動を停止し、討逆總司令部及び討逆軍東西兩路集團軍總司令部を一齊に撤退し、善後處置に關しては、軍政部に責任を負はしめて處理せしめたり。而して張學良の受くべき制裁については、軍事委員會に廻付して處置することとなり、叛亂に關與したる軍隊に對しては、嚴重訓戒を與へ、向後は紀律を嚴守して、一心に盡忠報國もつて今回の過失を補ふことが肝要なることを嚴に諭したり。』

一一、軍事委員會高等軍法會議審判書

西安叛亂事件に關し、國民政府は、蔣介石の提出せる張學良の『請罪書』に基き、これを軍事委員會に廻附し、法律により處理せしめた。即ち軍事委員會より李烈鈞を審判長に、朱培德、鹿鍾麟を審判官に、其他、軍法官、書記官等を任命して、高等軍法會議を組織し、三十一日午前十時、該事件審理のため開廷し、審理の結果、張學良を徒刑十年に處し、五箇年間公權を剝奪する旨の判決をくだし、ただちに之を國民政府に送達した。その判決全文は、次の如くである。

軍事委員會高等軍法會議判決文

判決

被告、張學良

右は上官に對する暴行脅迫の廉により、本會の組織せる高等軍法會議に於て審理し、左の如く判決す。

主文

首謀者張學良は、上官に對し、暴行脅迫の廉により、有期徒刑十年に處し、五年間の公權を剝奪す。

事實

中華民國廿五年十二月、本會委員長蔣中正、公務のため、洛陽より陝西に赴き、臨潼に駐在したる所、同月十二日黎明、張學良は竟に部下を指揮して、之を西安に拉致し、蔣委員長を強迫、國民政府の

改組承認方を主張したり。當時公務のため、入陝の中央委員邵元冲、侍従室第三組々長蔣孝先、秘書蕭乃華及び侍従公務人員衛兵等多數及び駐陝憲兵團々長楊振亞等は、事變により之に抵抗せるため、ことごとく傷害を蒙り、侍従室主任錢大鈞も亦銃傷を受けたり。また在陝中の陳調元、蔣作賓、朱紹良、邵力子、蔣鼎文、陳誠、衛立煌、陳繼承、萬耀煌等はみな均しく監禁され、その後蔣委員長の訓責によつて、張學良ははじめて悔悟し、同月二十五日、蔣委員長と共に來京して罪を請ひたり。不會は國民政府の命を受け、これが審理に當り、張學良の請罪書を受理し、高等軍法會議を組織して、審理したる結果如上の事實を認めたり。

理 由

本件被告張學良は、部下を指揮して、統帥の上官を拉致強迫し、以て政府の改組を主張承認せしめんとしたる犯罪事實、極めて明白なり。また隨行の官員を殺害し、將領を監禁したることも、公然の事實にして、その行動は、部下軍隊が之をなせるも、これを指揮し發動したるは、被告當人にして當然其罪を負ふべきものなり。其犯罪は陸海空軍刑法第六十七條第二款前段、刑法第二百七十一條第二項第二項、同法第三百二條第一項の罪に該當す。而して其犯罪を見るに、一舉數項の罪名に該當し、當然陸海空軍刑法第十五條、刑法第五十五條を援用し、陸海空軍刑法第六十七條第二項前段により、罪一等を加へて嚴重處斷すべきものなり。然れども被告は、委員長の訓責を受けたる後、悔悟するところあり。委

員長と共に來京罪を請ひたるを以て、其情狀恕すべき所なしとせず。仍つて刑法第五十九條及び陸海空軍刑法第六十七條第二項前段を適用し、減刑して有期徒刑十年に處し、刑法第三十七條第二項により、五個年間公權を剝奪し、主文の如く判決す。

中華民國廿五年十二月三十一日

軍事委員會高等軍法會議審判長、李烈鈞

審判官、朱培德

鹿鐘麟

軍法官、陳恩普

邱毓楨

書記官、袁祖憲

郭作民

三、楊虎城等に對する處分

楊虎城は、西安事變に關係して、當然張學良と同様の責任を負ふべきであつたが、國民政府は、最初から、楊等に對し、寛大な態度を取り、嚴罰を加へなかつた。然し事國法と軍紀に關するため處分を與へぬ譯に行かず、而して楊虎城、于學忠等も亦、自己の罪を認めて自首した。ために國民政府は、僅に彼等に對して休職を命じ、

彼等をして、他日更に勳功をたてさせ、自己の罪責を償ふやう、訓戒を與へたのみであつた。

第六、張學良の特赦

一、蔣介石の特赦申請

蔣介石は、軍法會議の審理に接したのち、張學良の判決に對しては、既に法律の最低限に於て、寛大な處置が取られ、これ以上罪を軽くすることを得ない。たゞ同人は心より悔悟を誓ひ、國家を尊重して、自ら罪に服し、其情狀酌量すべき點ありとなし、即ち國民政府に對し、特赦願並に同人に對し、勳功を樹てもつて罪を瀆すべき旨の命令を發する様、三十一日午後三時、國民政府に申請書を提出した。その原文は左の如くである。

顧るに、西安の變は、西北剿匪司令張學良が、他人の言に惑ひ、國紀を輕じて、妄學の行爲にでたもの、其後その真相を知るに及んで、自ら悔悟し國家に自首せる事は、既に軍事委員會に於て、陸海空軍刑法により、有期徒刑十年と處斷されしは、極めて妥當にして、寛大な刑罰を言渡されたり。中正は本來より言へば、遠慮すべきところなるも、思ふに刑罰の眞意は、其罪を惡みて、其人を惡まず、國家が刑を設けたる所以は、全く此目的に外ならず、今回同人は、國法に觸れ、全國の耳目を聳動せしめ、而して彼が如何に惡虐を逞うするも、國家は之を制裁するに難からずと雖も、必ずや多大の浪費を來すべく、幸に同人は早く悔悟し、國家を尊重する良心を發揮したるため、事變は迅速に終熄し、國家の危機を免れたり。

今や國家益々多事にして、人材を需める秋に當り、同人は春秋に富み、久しく軍事に携はれるをもつて今回の大過により、一層大悟徹底せば、尙國家のために、裨益するところ多かるべし。その昔わが總理孫文は、惡を懲罰すること頗る嚴なりしが、一面仁慈寛大にして、天下をして感動せしめたり。願はくは政府に於ても、かくの如き大主旨の下に、その過失を憐み、彼が自首したる情狀を斟酌せられ、同人の判決に對し、更に特赦を與へられんことを懇願してやまざるなり。

謹みて之を呈上す

蔣 中 正 拜

二、國民政府特赦令

國民政府林主席は、元旦の日、張學良の判決文及び蔣委員長の願書原文を附して、司法院に廻附し、司法院の審議を経て、直ちに同日これを國民政府に呈し、國民政府は、四日朝、委員會を開催、全員出席（在京の五院々長も列席）林主席により提出されたる該案を審議した結果、各員は意見を開陳し討論を行ひ、結局全員一致をもつて特赦を決議可決し、國民政府は、同日、之を發表した。

特 赦 令

張學良を有期徒刑十年に處する本刑は、特に之を赦免し、引續き軍事委員會に於て、嚴重拘束すべし。

此に令す。

國民政府主席、林 森

第七、張學良討伐宣傳文

西安事變起り、全國を震撼し、朝野を問はず、憤慨膺懲を唱へざる者はない。特に數日以來輿論は、一層強硬となり、中央としては、未だ軍事行動を起さぬが、既に最後の覺悟は出來てゐる。即ち張は西安に據りて、叛亂を起して、早や一週間を経過し、その間人民より種々の勸告をなしたが、彼は態度を改めず、馬耳東風に附してゐる。中央は、國家と人民の生命を顧慮し、やむを得ず、人民の總意に従つて、討伐の令を下し、もつて速に平定を期し、國基を鞏固にし、民族復興の大業を完成せんとするものであつてここに政府の意圖する所を、國民大衆に告げんとす。

過去五年以來、外侮日に盛となり、國土喪失しつゝあるは、凡そ血氣ある者の、均しく痛嘆措く能はざるところである。蔣委員長は國家を主宰して、奮闘努力、國のために盡瘁し、國民舉げて之を擁護し、その一身の安危は、わが民族の前途に至大なる關係を有する者で、かの綏遠戰以來、蔣委員長は、一層内外の國務に奔走して、幾多の辛苦を嘗め來つたのである。張逆學良は、恩誼を蒙り、宜しく感謝すべきであるに反し、軍人としての天職を全うせず、國家危急存亡のこの秋、かへつて統帥を拉致し、同時に、忠勇にして前線抗戰の責を有する、各將領同志までも、皆監禁せることは、實に抗敵事業を阻害し、後方を攪亂するもので、正に四億人民の仇敵といふべきである。然るに彼は尙虚飾の通電を發し、抗敵に名を藉り妄りなる主張をなし居るも、その實、叛亂に外ならないのである。これ領袖を擁護し、禦侮救國のため

に、討伐を加へなければならぬ、第一の理由である。

國家には綱紀あり、軍隊には軍紀あり、張逆は、身苟しくも軍人であり、然も上官に反抗し、黨國に叛き、國法を顧ざるは痛心に堪えない所である。今や國難相つぐの秋に當りわが民族の生命を擧げ、政府に托せる時、凡そ國家民族の意識を有する者は、絶對的に政府を擁護し、斷じて叛亂者が公然と叛亂を唱へ、その私慾を逞しうすることを許し得ないのである。今にして張逆の叛亂を討伐せざれば、何をか天下に示し、もつて國威を輝し、綱紀を肅正することが出來ようぞ。これ討伐を加へざるを得ない、第二の理由である。

赤匪は、殺人放火の無賴の衆にして、長年禍を十餘省に及ぼして、死屍壘々、各地を荒して、やむところを知らず、西北の地に遁亡し、滅亡に瀕しあれば、肅清も遠からざる將來にあり、張逆は即ち掃匪の大命を受けて同地に駐屯する者、未だ寸分の功績も立てず、かへつて彼等と結托して、消える火に油を注ぎ、今回の事變を惹起するに至つたことは、その行動ぶりを見るに赤匪と全く異ならない漢奸である。もし之を放置すれば、赤匪の禍は一層蔓延すべく、遂に國家を滅亡に導く虞れがあるのである。これ即ち殘匪を掃滅して、人民の痛苦を救ふため、討伐を加へなければならぬ、第三の理由である。

今や、政治は漸く軌道に乗り、國家も漸く統一に赴く。その功績は、全く蔣委員長が、十餘年來の奮闘努力の結果であつて、舉國一致、人心の結合を見ることは、容易な業でない。全國民がこの統一に感謝

し、珍重して、極力これを擁護し、苟しくも之を破壊するものあれば、誓つて白刃湯火の中と雖も、これを救ふことを厭はぬのである。然るに張逆の行爲は、國家を破壊して國內を紛糾に導くもので、國家の統一と民族の復興を破壊するに至るべく、血氣あるものゝ斷じて忍び得ないところである。これ國家の統一を確保し、民族の復興を計るために、討伐を加へざるを得ない、第四の理由である。

救亡の途は、もとより一定の段階があり、斷じて一足飛びに僥倖を恃んで、その目的を達し得るものではない。蓋し須らくすべての國策を確立し、中央の指導下に、全國の力量を集中し、自力更生の精神の下に、奮闘を續くべきもので、かくしてこそその目的を達することが出来るのである。また凡そ支那の民族の歴史教訓を知るものは、最近の國內の状況を明瞭に知ることが出来べく、中央政府は、近年に於ける國家の艱難に對して、益々國民を激勵し、復興の一途に向ひ邁進し努力しつゝあるとき、張逆は、個人の野心を逞うするために、遂に謬説をたて、國本を揺り動かさんとする事は、實に狂氣の沙汰にして、政治的主張さらになく、況んや今日中央政府に於ては、救亡をもつて國家の存立を圖らうとする國策を取り、全國民の均しく信奉するところであり、黨政府は最大の決心と力量をもつて、この既定の國策を貫徹實現させようとしてゐる。之が討伐を加へなければならぬ、第五の理由である。

以上を綜合するに、是非、順逆は極めて明瞭であつて、中央及び國民は、最大の威力を發揮して、この兇逆を掃滅し、もつて民族の復興を圖るのも今や指顧の間であり、更に全國の同胞に告げんとするもの

は、歴來の史實を見る如く、支那の革命の大業は、往々にして、險阻なる艱難を経て、はじめて成就する場合が多いのである。吾々は今回の西安事變が、わが民族の復興の信念を動かすに足らず、また蔣委員長多年の辛苦により、成就せるこの偉業を、破壊出来ないものと確信し、一層奮闘努力の精神を發揮し、獻身的熱血を注いで、領袖を擁護し、挺身もつて外侮を防ぎ、奸賊を除かんとするものである。或はその前方にありて、日夜敵人に抗し、或は匪賊を掃滅するため、硝煙彈雨の巷に奮闘しつゝある、わが忠勇なる將士に對して、國民たる者よろしく感謝し、繼續的に銃後の後援をなすべきで、斷じて今回の西安の事變により、弛むべきでない。むしろ熱烈なる支持をなすことによつて、はじめて民族復興、救國圖存の實をあげ得るものにして、切にわが國民の奮闘努力を希望してやまぬ次第である。

中國國民黨宣傳部

第八、東北軍將士への告文

親愛なる東北軍將士諸君！、東北の地を失ふて、正に五個年を経たり、この間内憂外患交々至り、幸に蔣委員長が全國民を指導して、紛骨碎身、最近に至り、漸く統一の成功を告げ、外交も漸次好調となり、綏遠の剿匪禦侮工作も亦着々その成果をあげたのである。然るに青天霹靂の如く、平素無抵抗をもつて著名な張學良が、身は蔣委員長の下でありながら、竟に統帥を脅迫叛亂を惹起したのである。斯様な反逆行爲は、統一を破壊し、綱紀を蹂躪し、赤匪と敵人に援助を與へるものと異ならぬ。單に中央と蔣委員長

の意志に反するのみならず、全國民の意思にも反し、更に水深火熱の中に呻吟する、三千萬の東北人民の期待にも背くことであつて、甚痛心に堪えない次第である。

東北軍將士諸君！、諸君の記憶には、尙新らたであらう。かの事變以後、中央と蔣委員長は、諸君の遭遇せる流離淪亡の痛苦に對して、片時もこれを忘れず、之が恢復に腐心し、而して張學良の失地の罪に對しては、寛大に之を取扱ひ、更に軍事的重任を與へ、もつて彼の更生を激勵したのである。然るに現在の張學良は遂に恩愛に悖り反逆をなすに至つたことは、單に民族國家の危機を顧ぬのみならず、東北人民將士諸君に對する不義不道であるのである。中央は國家の綱紀を擁護する爲に、人情の常道に従ひ、ここに已むを得ず、三軍を指揮して、この逆賊を討伐せざるを得ないこととなつたが、東北將士の各位にとつては今こそ自己の立場を決定し、禍福利害、功罪存亡の最後の關頭である。

將士諸君われらは信ずる。諸君は何れも大義名分を辨へてゐる方々である。今回の事變は、張學良個人の良心を喪失した狂亂病により、惹起された舉動であつて、諸君は夜靜かなる時、手を胸にあてて考ふれば、誰一人として、彼に賛同するものは、ないであらうと思はれる。而して國家が今日の如き境地に到りたる以上、中央に服従し、領袖を擁護して、共同奮闘もつて匪賊を掃蕩し、奸惡を除く外、他に途がないことを知るであらう。張學良がなせる行爲は、黨國に背反し、民意に悖るのみならず、また國法軍紀の許さざるところで、現在我々が最も諸君に期待するものは、將士各位が、國家の存亡安危と、事の順逆をよ

く辨へて、速に覺悟を決定し、決然と臆意せられたいことであつて、諸君の考へらるゝ救國報國はここにあり、長官を擁護するのも亦、ここにあるのである。

東北軍將士諸君！、諸君は、國家の統一が、全國民衆の一致せる熱烈な要求であり、而して我々の國脈生命に連繫してゐる蔣委員長は、全國民が、死を誓つて擁護愛戴するものたる事を知るべきである。目下に於ける救國の最も有効な工作は、中央に服従し、領袖を擁護し、内には國家の統一を維持し、外に對しては外侮を防ぎ、救亡の使命を完成するにあつて、これは苟しくも心ある同胞の誰もが痛感する所である。前線將士が悪戦苦闘するに對して、後方を攪亂し、自己分裂を來すが如きは、到底忍び得ないところである。況んや今日の軍隊は、國家の軍隊であつて、何人と雖も、之を勝手に利用し得ざるもの、仍つて諸君の行動は、須らく國家民族の利益を前提として、中央の指揮命令に絶対服従し、決して輕々しく奸計に乘り、個人の手先となりて妄動し、自らをして叛逆の行爲に陥らしむるが如きことがあつてはならないのである。もし諸君にして、過去に於ける敵人より蒙りたる創痕と、國家の恥辱を忘れぬならば、よろしく良心の命する所に従ひて、黨國に忠を盡し、蔣委員長を擁護して、救亡の大局を救ひ、もつて復興の偉業を完成する事こそ、軍人の歩むべき報國への正しき路である。

東北軍將士諸君！、諸君は、過去に於て赤匪がなせる殺人放火暴行の行爲を、全國民が最も痛苦に思ふ事實を知るべきである。もし諸君が一時的の憤激に馳られて、國家人民に禍ひする殘匪と氣脈を通じ、妥協するが如きことあらば、それは強盜を歓迎し、或は虎を拒みて狼を迎へるの類である。その結果、諸

君は、必ずや赤匪の犠牲者となるべく、諸君の父母兄妹も亦、赤匪の蹂躪と迫害を免れないのである。希くば、諸君が、この間の認識を確實にして、決して赤匪に乗せられることなき様望んで已まないのである。

東北軍將士諸君！、もし諸君にして、過去の歴史を保持し、未來の光榮を望まんとすれば、須らく毅然として、不當な命令に抗し、驍然中央に對し、誠意を示すべきで、萬一諸君が、張學良の逆行爲に盲從して、頑迷悟らずとすれば、全國の大軍による誅伐が、四億人民の排撃の下に、玉石共に焼かるゝの運命に陥るべく、後悔の及ばざるものとなるであらう。東北軍將士諸君よ！、時機は一瞬の間にあり、速に覺悟すべき秋である。

中國々民黨宣傳部

第九、綏遠前線剿匪將士への告文

綏遠前線剿匪の武装同裝諸君！、最近、綏東の剿匪禦侮の壯烈なる戰爭中に於て、諸君が、前線の國土を守り、賊を討伐せる功績と壯烈な犠牲的精神は、深く全國の同胞を感動し、また全世界を震駭せしめたのである。我々は諸君各位が身を犠牲にし、氷雪の中に於て、國家民族のために奮闘し、能くも短期間に於て、捷報の頻々と傳はれるを想ふにつけ、實に人をして感佩措く能はざらしめるものがあつた。目下我々の除奸摘敵の工作は正に開始され、全國上下をあげて一心一德その精神と物質を傾倒して、諸君を後援

しつゝあるのであるが、この緊張時に當り、料らずも、張逆學良が、突然西安に於て、叛亂を起し、舉國愛戴する蔣委員長を拉致監禁して、全國人心に多大なる衝擊を與へたことは、實に我々の救亡工作過程中に於ける、最大不幸の一つであり、大なる打撃である。

諸君も知れる如く、蔣委員長は、わが國々民革命の元勳であり、同時に、全國の民衆が愛戴崇敬する唯一の領袖である。過去數年來政府の復興救亡工作は、蔣委員長指導の下に、既に極めて顯著な成績を示しつゝあることは、衆目の一致する事實であつて、殊に最近綏遠戰が勃發して以來、蔣委員長は、一層重大な關心を拂ひ、勞苦を厭はず、剿匪のために、軍事を指揮して、洛陽より山西に入り、席の暖る暇もなく奔走した。然るに先月の如き、敵僞軍が、大舉進撃し來つたとき、傳主席の指揮と諸君の忠烈が、効を奏して、遂に百靈廟兩個所に於て、大捷をかち得たことは周知の通りである。かゝる民族生存鬭争の困苦の中に、蔣委員長の責任と使命が、如何に重大であるかは、今更贅言を要しないが、張學良は、圖らずも天下の大逆を敢て行ひ、蔣委員長の自由を奪ひ、禦侮軍事の後方を攪亂するの舉に出でたことは、獨り將士諸君の抗敵の功を無にするばかりでなく、中華民族のことごとくを、危亡の中に顧ぬものといふべく、その罪は漢奸赤匪のそれよりもなほ甚しきものである。

わが忠勇なる剿匪將士諸君！、現在は舉國一致、剿匪禦侮に努力すべき時であつて、凡そ後方の將領たるものは、當然政府を信頼し領袖を擁護し、もつて内部的陣營を鞏固にし、軍人たるの不職を果すべき時

である。然るに、張學良は、部屬の地位にありて、統帥を犯し、剿匪の長官なるに、匪賊と勾結するは、たゞに匪賊の勢ひを増長せしむるのみならず、全國の人民を裏切り、わが前線に苦闘する將士の功を無にするものである。

わが忠勇なる剿匪將士諸君！、聞くとくところによれば、今次張逆の叛亂の報が、前線に傳はるや、將士諸君は、青天の霹靂の如く、悲憤慷慨せる由、そのち諸君が、赤誠を盡して、張學良を勸告せる電文を見るに、實に悲痛なるものがあり、鐵石の心腸と雖も感動せざるものはないであらう。けれども諸君が血涙を注いで、彼にその不義を勸告するも、彼は依然反省せざるのみならず、彼は遂に良心を喪失して、敢て我々が幾年來、苦闘して、かち得た統一の成績を破壊するに至り、又諸君が身命を賭して、獲得した光榮の戦功を無にして仕舞つた事は、嘆はしい限りである。わが忠勇なる前線武裝同志は、かくの如き不義亡恩の徒に對しては、最早何人と雖も、恨み骨髓に徹せざるものはないであらうと思ふ。

現在、中央は統一を維持し、綱紀を整へるため、既に張逆に對し、討伐の命を下したが、そは取も直さず、全國民衆が、國を愛し、民族を愛する熱烈極まる一つの表現である。蔣委員長に對する民衆の熱誠と、張逆に對する民衆の憤慨の程度を見ても、張逆に對する鎮壓は、必ずや最短の期間内に於て、これを覆滅することが出来るであらう。吾人が誠意を竭して、前線の武裝同志に希望することは、この大事な時に當り、須らく冷靜を維持し、過去に於けると同様、抗戰の固き決心をもつて陣地を守り、繼續的にわが作戦の計畫を進められることである。敵の我に對する侵略の實際を見るに、更に激烈化すべく、遠からず

して深刻な闘争の開始を見るは明かなことである。諸君は前線の安危をよく辨へ、國家の存亡に繋る重大性をよく認識してゐるが、一方、現在後方に於ては、政府を始め民衆に至るまで、舉げて銃後の活動を續けて居り、くれぐれも諸君に希望することは、最高領袖の一次的受難により、その意氣を消沈せられることなく、むしろこれを轉機として、一層奮發し、熱烈に堅固に、わが領土を守り、もつて敵の侮りに抵抗せられたいものである。

現在、蔣委員長は、西安に抑留されてゐるが、然し一切の政務、軍務は、従前と變りなく、委員長の指示に基き、推進し努力を續けられてゐるのである。この事變のために、些の影響をも受けず、中央は事變發生の當日より、既に政治、軍治各方面の擔任責任者を決定して、平常通りに進行してゐる。これらの事實は、わが黨及び政府組織の堅固にして、動かす可らざるを示すものであり、叛逆の攪亂により、動搖されることは絶対にないのである。

取り分け、前線に於ける剿匪禦侮の軍事作戦計畫は、從來同様に繼續して、その目的に向つて邁進してゐるのである。冀くば、前線の武裝同志諸君が、蔣委員長によつて授けられた方略を固く遵守して、積極的に抗敵に従事せられたきことである。この場合、抗敵は即ち蔣委員長を擁護することであり、蔣委員長の方略を遵奉することは、取りも直さず國を救ふことである。

支那を支配するもの終

跋文

秦の始皇帝が工を修めてから、二千百數十年を経たと謂ふ萬里長城は、今も尙、河北省山海關より甘肅省安西に至る、約五千四百數十支里の間に、蜿蜒として雄大なる姿を横へ、支那の有つ無限なる人爲の雄大さを現世に誇つて居る。

滔々三千哩實に詩人李白が「孤帆遠影碧空盡、惟見長江天際流」と歌つた揚子江は、太古より今も變らず、江南の大天地を浸して晝夜流れ、支那の國土の廣大を天下に誇示して居る。

長城に見るこの偉業、長江に見るこの大自然、支那の偉大さは、この二つを見ただけでも、充分に識ることが出来る。今やこの支那を仲間とし、營々孜孜として建設されて行く、新東亞の力強さをしみじみと感じ、大なる希望に充ち満ちてくるのである。然し支那民族の過去に徴するとき、人格、識見の餘程卓越した傑物が現はれて、強引に支那大衆を引ずつて行かぬ限り、支那は容易に我等と歩調を合せて前進するとは思はれない。かの歷世二十幾朝の起伏興亡の跡を見るに支那大衆は、これ等幾多の易姓革命の變遷を、正しき天命の顯示なりとし、大風一過を待ち、黙々として自守自衛の計を立て、悠々として己が人生を楽しんで居たではないか。

かくて何時しか、朝野を舉げて醒むるを知らない、長夜の眠りに落ちて行つたのだが、十九世紀中葉に捲き起つた阿片戦争の嵐のときから、漸く眼覺めて、よろめきながらも立上り、外敵の抑壓に斷乎として反抗し、國土防衛を真劍に考へるやうになつたとは謂ふものの、巧に押寄する英米の魔力に、間もなく魅せられて、大東亞悠久の歴史も、雄大なる國土も忘れようとして居るのである。今われ等は、世界人類の幸福のため、搾取なく侵略なく、萬邦各その所を得たる、眞の恒久平和を欲するが故に、まづ世界平和の基礎を、東亞の天地に築かんとして、東亞人の東亞を叫び、新秩序の建設に共榮圈の確立に邁進するの秋、老大國支那に求むるものは、支那四億の民の中より、眞に吾等と志を同じうし、支那を英米の桎梏の下より、救ひ出さんが爲に、全支那を率ひて立つ、傑出した人材の續出せんことである。吾等はこの欲求達成の爲に、近代支那の社會の實相を、又その底を流れる思潮をよく識らねばならない。青年層の動向、知識階級層の間に興らむとする「革新」の思想的背景、指導者階級層の人々、その人格、識見、思想系統、縦や横の社會的連繫等を知悉してこそ、眞の同志を彼等の中に發見することが出来る。知識なくして確信はあり得ない。確信なき輩程全く一片の浮雲に過ぎない。巷間の浮説や惡質のデマに災ひされ眞の人材を見誤まり國家的に大損失を繰返すことは、日常餘りに多い事例である。吾等は日支人

の同志的結合の擴大強化こそ、今次事變完遂の基礎工事であると固く信ずるが故に、敢へてこの言を爲すのである。この故に、支那事變處理に、直接關係を有するもののみならず、學者と云はず、學生と云はず、政治家、財界人その他いやくも新興東亞の建設を念願し、大陸支那に爲すあらんとするものは、誰でも常識として、少くとも支那現時の社會情勢や、有識者の活動と其周圍の人々位は一應知つて置く必要がある。

叙上の要求に適合する資料を文献に求めんとすれば、佐藤俊三君の近著「支那近世政黨史」、
「支那の國內鬭争」及び「支那を支配するもの」三巻をもつて、その最適なりと信ずる。同君は佐藤信淵翁の「字内混同秘策」に教へられ、夙に東亞興隆諸問題につき深き關心を有ち、多年支那を研究した篤學の士である。私は今次事變發生直後より、北支在住支那財界人中の同志と謀り、日滿支財界人の緊密なる融和親善に寄與する目的をもつて、まづ天津に財界人の社交機關として東亞實業同志會を設立し、萬難を排して英米その他の國々の同様の役割を有つ俱樂部に優る大規模の會館を整備中なるが、佐藤君は來りて支那事情の調査研究に没頭し、各地に赴いて、經濟、文化、政治關係その他の研究資料を蒐集し、特に政治關係の部門に於ては、清朝末期より民國二十五年に至る約四十年間の政治、之を換言すれば沿革的に見たる現代政治の動向の研究を完成し

その一部を公にしたのである。即ち昨年十一月発行の「支那近世政黨史」を第一巻とし、清朝末葉の三合會、哥老會、興中會等より筆を起し、清朝の没落より政黨政治時代を詳細にし、中華民國革命の父孫文が、是等幾多の政黨を征服して、中國々民黨を成立せしめた、民國十四年までの経緯を、之に依つて明かにした。また本年五月発行の「支那の國內鬭争」を第二巻とし、民國十一年より同十七年に至る支那の政治及び政黨の歴史を記録したものであつて、中國共產黨と中國々民黨との相剋と、國民政府の北伐完成を明細に説いて居る。今また「支那を支配するもの」を第三巻として上梓したが、その内容は、民國十八年（昭和四年）の中國々民黨第三次全國代表大會より同二十五年（昭和十一年）十二月十一日西北剿匪副司令張學良とその一派による、蔣介石西安監禁に至る、紊亂の支那を寫せるものである。その後僅に半年を経た民國二十六年（昭和十二年）七月七日、今次の支那事變に會したので、この事變の近因遠因も、従つて暗示せられて居るやうに思はれる。

以上三巻を通じて内容の正確と豊富、取材の適切なるは他に類を見ざる雄編大作であつて、史實に基く著者の論評や、或る特殊の資料の掲載については、ことさらに差控へられたるに非ずやと推考せらるる節もあれど、讀後靜に瞑想するとき、新興支那の將來の問題として考ふべき、幾

多の示唆に富んで居る。洵に支那事變處理上にも參考となるべき、生きた好箇の資料として、貴重なる文献なりとの絶讚を惜まぬ次第である。

昭和十六年十一月三日佳節

天津、東亞實業同志會館、紫竹園にて

栞 井 雅 生

昭和十七年一月十五日印刷
昭和十七年一月二十日發行

不許複製



發兌

支那を支配するもの

◎ 定價四圓五拾錢
外地 定價四圓九拾五錢

著者

佐藤 俊三

發行者

東京市日本橋區吳服橋二ノ五
濱井 弘

印刷者

東京市牛込區市谷加賀町一ノ一二
村 尾 雄

印刷所

東京市牛込區市谷加賀町一ノ一二
大日本印刷株式會社

東京市日本橋區吳服橋二ノ五
株式會社 大阪屋號書店

(支店)

大連・旅順・奉天・新京・京城・北京

配給元

東京市神田區淡路町二ノ九
日本出版配給株式會社

(會員番號第105504番)

佐藤俊三著

支那近世政黨史

既刊

A 5判・四一六頁・第一、二、三、附録添附

定價四・〇〇 送料・二四

清朝が北京城景山の一角に覆滅して以來、混頓たる狀勢をよく收拾して、孫逸仙が國民革命の偉業を達成する迄、その間、幾多歐米先進國の毒牙迫る擾亂の中にあつて、漢民族愛國の志士は、國家の危急を救はん爲に東奔西走し、秘密結社を結成し、果敢なる民族抗争は續けられた。これ即ち、支那近世政黨の濫觴であり、わが維新の大業にも匹敵すべき民國革命の温床は實にこの時に胚胎したのである。

本書はその複雑多岐なる國際情勢に棹さして、集散離合の端倪すべからざる支那政黨史の経緯を詳述し、近世支那變遷の原因を鮮明にすると共に、近世中華民國の全貌を傳へて餘すところがない。

佐藤俊三著

支那の國內鬭争

(共產黨と國民黨の相剋)

既刊

A 5判・四〇二頁・函入・上製

定價金四・〇〇 送料・二一

本書は、支那近世政黨史の續編である。

記載せられたる事件は、民國十一年より同十七年にかけて、全支那を席卷した共產黨と國民黨との相剋、鬭争の過程を詳述し、國民黨の北伐完成迄の経緯を狙上にしてゐる。更らにかくも分裂し、紛争の齟ならぬ諸事件は、如何にして生じたか！ その根底に横たはる要因を鋭く追求してゐる。

ビルマの歴史と現状

張正 著 金二・〇〇
國本嘉平次 譯 送料・一五

ビルマの正史・地理・政治・風俗・華僑等の全般に亘つて、一般的解説を爲す。

南支那民族史

徐松石 著 金二・二〇
井出季和 譯 送料・一八

南支に於ける漢民族と、土民族、蠻族の關係を明瞭にす、民族研究は、政治經濟建設の前提要件である。

東亞共榮圏の一環として、重要な位置を占むる南支の經濟地理書。著者二十餘年に亘る研究の結晶。

井出季和 著 金四・五〇
送料・二一

南支那の産業と經濟

支那地理學の權威西山先生の勞作、事變下變動する實相を正確に捉えた斬新の書。

西山榮久 著 金四・五〇
送料・二一

支那經濟地理

CL

NO. 19006

